

生活のしおり

かくしゅざいしよしゃ
各種在所者

まつやましょうねんかんべつしょ
～松山少年鑑別所～

もくじ

はじめに

I 生活の仕方

- 1 生活のきまり・・・・・・・・・・2～6
 - ・食器口、報知器、布団の置き方について
 - ・部屋にある物
- 2 健康診断・診察・・・・・・・・・・7
- 3 運動・・・・・・・・・・8
- 4 入浴・・・・・・・・・・8
- 5 洗濯・・・・・・・・・・8
- 6 つめ切り・綿棒・電気かみそり・調髪
・・・・・・・・・・9
- 7 衣類や日用品の取扱い（貸与・支給、差入
れ・購入など）・・・・・・・・9～12
- 8 お金の取扱い・・・・・・・・12～13
- 9 図書・新聞・・・・・・・・13～14
- 10 宗教教誨・・・・・・・・15
- 11 一般面会・・・・・・・・16～18
- 12 手紙など・・・・・・・・18～21
- 13 少年鑑別所の生活で苦情があるとき
・・・・・・・・22～26
- 14 職員に相談したいことがあるとき
・・・・・・・・27
- 15 生活する上で心がけること・・・・27

- 16 少年鑑別所視察委員会・・・・・・・・28

II 少年鑑別所での生活

- 1 1週間の日課表・・・・・・・・29
 - 2 1日の生活の流れ・・・・・・・・30～41
 - 3 日記・ノートの取扱い・・・・41～42
 - 4 学習用教材・・・・・・・・42
 - 5 様々な支援・・・・・・・・42～44
 - 6 部屋替え・・・・・・・・44
 - 7 集団部屋での生活・・・・・・・・44
 - 8 災害時の行動・・・・・・・・45
 - 9 国民年金（公的年金）制度について
・・・・・・・・45～47
- 日課表
 - 貸与品一覧
 - 貸与・支給品一覧
 - 自弁品一覧
 - 委員による面接の説明について

はじめに

このしおりは、松山少年鑑別所に入所した人に、少年鑑別所での過ごし方を説明するためのものです。あなたは、松山少年鑑別所に入所したとき、職員から少年鑑別所の生活について、色々な説明を受けたと思います。ですが、その説明では分からないことがあると思いますので、そんなときは、このしおりを読んでみてください。そして、少年鑑別所の生活に前向きに取り組むようにしましょう。

「各種在所者」とは、「被観護在所者」、「未決在所者」及び「在院中在所者」以外の、様々な法令の規定を根拠として少年鑑別所に収容され、又は留置されている人のことをいいます。

みなさんの中には、例えば家庭裁判所による少年院送致決定処分の執行指揮に基づく収容、家庭裁判所の決定に基づく収容の一時継続、少年院送致決定を執行するための同行状を執行する場合における仮収容、保護観察所の長が引致状を執行する場合における仮収容、戻し収容の申請をするか否かに関する審理のための留置、仮釈放の取消しの決定をするか否かに関する審理のための留置などの人がいます。何か不明な点がある人は、職員に質問してください。

今日から、初めて松山少年鑑別所で生活することになった人もいますので、まずは、少年鑑別所の生活の仕方について説明します。

I せいかつ しかた 生活の仕方

1 せいかつ 生活のきまり

しゃかい ほうりつ しょうねんかんべつしょ まも 社会にきまり(法律)があるように、少年鑑別所にも守らなければならないきまり(規則)があります。まずは、つぎ しめ せいかつ 生活のきまり>をよくよ おほ 読んで覚え、これをまも 守って、き も 気持ちよくお っ 落ち着いた生活をするようにしましょう。

<せいかつ 生活のきまり>

1 とうそう また とうそう けいかく 逃走しようとし、又は逃走を計画しないこと。

(例) れい しせつ なか に だ しょうくいん つ しせつ そと 施設の中から逃げ出そうとする、職員に連れられて施設の外にいるときに職員からに だ 逃げ出そうとするなど。

2 じさつ 自殺をしようとししないこと。

3 しょうくいん も た ざいしよしゃ ぼうりよく くわ も 職員若しくは他の在所者に暴力を加え、若しくはこれらの者をもの きょうかつ も 恐喝し、若しくはきょうはく し、また こうい きょうさ も 又はこれらの行為を教唆し、若しくはほう じょ 助しないこと。

(例) れい た ざいしよしゃ い あらそ た ざいしよしゃ いや 他ので在所者とけんかや言い争いをする、他ので在所者に嫌がらせをしたりぼうりよく るったり、おどしてな に 何かをさせたりするなど。

4 じ こ およ たしや からだ そんしやう 自己及び他者の身体を損傷しないこと。

(例) れい け ぬ わざと毛を抜く、いれずみを入れる、じぶん からだ きす 自分の身体を傷つけるなど。

5 た ざいしよしゃ めいよ じんけん きす 他ので在所者の名誉や人権を傷つけるような行為をこうい ししないこと。

(例) れい た ざいしよしゃ 他ので在所者をばかにするなど。

6 とばくまた とばくるいじこうい 賭博又は賭博類似行為をししないこと。

(例) れい かけごとをする、かけごと に 似たようなことをするなど。

7 こういまた た ざいしよしゃ たい せいてき こうい わいせつな行為又は他ので在所者に対して性的な行為をししないこと。

(例) れい た ざいしよしゃ いんぶ じぶん いんぶ だ み 他ので在所者の陰部をさわったりのぞきこんだりする、自分の陰部を出して見せるなど。

8 きよか ぶつびんとう ふせい も こ いんとく また せいさく 許可されていない物品等を不正に持ち込み、隠匿し、又は製作しないこと。

(例) れい きよか しなもの かく も つく 許可されていない品物を隠し持ったり、作ったりしないこと。

9 部外^{ぶがい}の者^{もの}若しくは他^たの在所^{ざいしょしゃ}者と不正^{ふせい}に連絡^{れんらく}を取り、又は不正^{また ふせい}に交談^{こうだん}しないこと。

(例) 面会^{めんかい}や通信^{つうしん}以外^{いがい}の不正^{ふせい}なやり方^{かた}で施設^{しせつ}の外^{そと}にいる人^{ひと}と連絡^{れんらく}をとろうとする、他の在所^{たのざいしょしゃ}者とメモ^{めも}のやりとり^{やりとり}をしたり合図^{あいず}をしたり窓越^{まどこ}しに話^{はなし}をしたり、許可^{きよか}されていない場所^{ばしょ}や時間^{じかん}帯^{たい}に話^{はなし}をするなど。

10 建造物^{けんぞうぶつ}、給貸与品^{きゅうたいよひん}等を破損^{はそん}し、又は汚損^{また おそん}しないこと。また、給貸与品^{きゅうたいよひん}の目的外使用^{もくてきがいしよう}などをしてしないこと。

(例) 建物^{たてもの}や部屋^へに備え付け^{そな}られた物^つやあなたに与え^{もの}られた物^{あた}や貸し出^{もの}された物^かをわざとこわしたり汚^{よご}したり落書^{らくが}したりするなど。また、電気^{でんき}かみそり^{つか}を使ってひげ以外^{いがい}の毛^け(まゆなど)を剃^そるなど。

11 自弁物品^{じべんぶつ}、給貸与品^{きゅうたいよひん}等を交換^{こうかん}し、又は貸し借^{また か}りしないこと。

(例) 他^{れい}の在所^た者と勝手^{ざいしょしゃ}に物^{かって}のやりとり^{もの}をしてしないこと。

12 虚偽^{きょぎ}の申告^{しんこく}をしてしないこと。

(例) うそをつくなど。

13 所内^{しょない}の静穏^{せいおん}を乱^{みだ}す行為^{こうい}をしてしないこと。

(例) 大声^{れい}を出す^{おおこえ}、歌^だを歌う^{うた}、壁^{うた}や扉^{かべ}をたたいたりけったりするなど。

14 理由^{りゆう}なく職員^{しよくいん}の正当^{せいとう}な指示^しに従^{したが}わないこと。

(例) 職員^{れい}の指示^{しよくいん}に逆^しらう、わがまま^{さか}な要求^{ようきゅう}や反抗^{はんこう}を続けるなど。

15 その他^た刑罰^{けいばつ}法令^{ほうれい}に触^ふれる行為^{こうい}をしてしないこと。

(例) その他^{れい}、法律^たなど社会^{ほうりつ}のきまり^{しゃかい}に違反^{いはん}する行^いいをするなど。

以上^{いじょう}のことを守^{まも}れなかったときは、規則^{きそく}違反^{いはん}があったかどうかを調査^{ちようさ}します。そして、違反^{いはん}があった場合^{ばあい}には、二度^にとそのようなこと^{こと}をしないための手立^ててをとることがあります。

食器口、報知器、布団の置き方について

あなたは、入浴、運動などの用事があるほかは、決められた部屋で生活します。食事や物の受け渡しや、職員に何か用事がある、話をするのも部屋の中からになります。次に、食器口、報知器、布団の置き方などの説明をします。

食器口



これは、集団部屋の食器口です。一人部屋では、食器口は1つになります。ここから食事や物のやりとりをしますので、汚れたら必ず掃除をしてください。部屋に置いてある布巾で、いつもきれいにしておいてください。

報知器



ドアの左側についているボタンが、報知器です。このボタンを押せば、職員を呼んでいることを知らせる報知板が、外側に降ります。板が降りたら「カタン」と音が鳴り、職員もすぐに分かります。

でも、ほかの仕事ですぐには来られないことがありますので、職員がすぐに来なかったら座って待っててください。

ふとん お かた 布団の置き方



これは^{しゅうだん}集^べ団^や部^ふ屋^{とん}の^お布^か団^たの置き方です。布団は、^{せいりばこ}整理箱^{よこ}の横に置いてください。

まくらを^{ろうかがわ}廊下側に、シーツはその横に置いてください。上から次の順^{うえ}番^{つぎ}で置きます。

①まくらとシーツ

②^{もうふ}毛布^か、^{ふとん}掛け布団^お、タオルケット

③^{しきふとん}敷布団

^へ部^や屋^ふに^ふ2人^{たり}以上^いいるときは、^{おな}同^しじ^{しゅるい}種^{るい}類^のの^もの^をを^{かさ}重^おねて置きます。



これは^{ひとり}一^べ人^や部^ふ屋^{とん}での^お布^か団^たの置き方です。置く^お順^お番^しは、^{しゅうだん}集^べ団^や部^ふ屋^{とん}と^お同^おじ^しです。置く場所^おは、^つつ^いいた^たて^の前^{まへ}です。まくらを置く位置^おは、^い壁^ちと^か反^{はん}対^{たい}の場所^お（^{ばしよ}トイ^れレ^への^{つうろがわ}通^ろ路^{がわ}側^お）に置きます。通路側^{つうろがわ}に、^{ふとん}布^{とん}団^お、^{もうふ}毛^ふ布^{はし}、まくらの端^{はし}をそろえましょう。

ふとん し かた 布団の敷き方



^{ふとん}布^{とん}団^おは、まくらをドアのほうに置いて敷^しきます。それは、あなたが寝^ねているときに、病^{びょう}気^きになっ^いてい^ないかなどを^{そと}外^{かく}から^{にん}確^{にん}認^{にん}しやす^くする^ため^めです。

^{ふとん}布^{とん}団^しを敷^{てん}くとき、点^{てん}呼^こを受けるときは、^{もうふ}毛^か布^お、^{ふとん}掛^{はん}け^{ふん}布^お団^{かえ}は半^{なか}分^{しよく}に折^{いん}り返^みして、中^{なか}を職^し員^{いん}に見^みせてく^ださい。シーツはきれいに敷^しきましょう。

^{しきふとん}敷^{ふとん}布^{あし}団^{もと}は、布^ふ団^との足^{あし}元^{もと}のほうを、窓^{まど}側^{がわ}の^{きわ}際^はの^ぶ部^{ぶん}分^ぶに^あ合^あわ^せてく^ださい。

へや 部屋にある物

へや 部屋には、次の備品があります。きれいに使い、よご 汚したり、こわ 壊したり、らくが 落書きをしたりしないでください。もしもよご 汚したり、こわ 壊したりしたら、しよくいん 職員に申し出てください。

もの なまえ 物の名前	すうりよう 数量	その他
つくえ 机	1～2 たく 卓	ひとり たく 1人に1卓
ざいす 座椅子	1～2 こ 個	ひとり こ 1人に1個
せいりばこ 整理箱	1～2 こ 個	ひとり こ 1人に1個
テレビ	1 だい 台	
とけい 時計	1 こ 個	
カレンダー	1 まい 枚	
せんふうき せん風機	1 だい 台	
せいりだな 整理棚	1～4 こ 個	へや 部屋ごとにかず 数がちがいます。
しゃかいせいかつ 社会生活ガイドブック	1 さん 冊	
じしょ 辞書	1 さん 冊	
ふきん 布巾	1 まい 枚	
ゴミ箱	1 こ 個	
かがみ 鏡	1 まい 枚	
スポンジ・スポンジ立て	2 こ・1 個 個	
しょっきようせんざい 食器用洗剤	1 こ 個	
は 歯ブラシ立て	1 こ 個	
バケツ・ぞうきん 雑巾	かく 各2	バケツはピンクとブルーが1 こ 個ずつ
トイレ用ブラシ	1 こ 個	
ちりとり	1 こ 個	
ついたて	1 だい 台	ひとり へや 一人部屋だけです。
ちりがみ・ちりがみ 紙・紙入れ	1 こ 個	
ほうき	1 ほん 本	

2 健康診断・診察

1週間に1度は、医師が来られて、診察や健康診断を行います。健康診断では、これまでのけがや病気のこと、現在のけがや病気のことについてきちんと説明してください。具合が悪いときは、診察を申し出ることができます。また、医師からの指示により、診察を受けてもらうこともあります。いずれの場合も、費用はかかりません。

健康診断では、必要に応じて、尿の検査、血液の検査、便の検査を受けることがあります。また、今まで別の医師の治療を受けていた人について、必要なときは、少年鑑別所からその医師に連絡をとり、症状を聞くこともあります。

みなさんが社会で使っていた薬を使うこともできますが、必ず医師の許可が必要になります。自分の体のことですので、どのような病気なのか、体の調子はどうか、きちんと医者や職員に説明できるようにしてください。病気がよくわからないなら、面会などで保護者などにきちんと聞いておいてください。

入所前にあなたを診察してくれていた医師の診療を受けたい場合には、認められる場合がありますので、職員に相談してください。

<薬が出されたとき>

薬が出されたときは、食後や寝る前など、使用する時間になったら職員が部屋まで持って行きます。職員から薬をもらってください。

飲み薬は、口に入れたら、飲み込む前に薬がきちんと口の中にあるかを職員に見せます。

飲み終わったら、口を開け、舌を上げて、薬が口の中に残っていないかを職員に見せます。

さらに、コップに薬が残っていないかを見せてください。

塗り薬は、使用し終わったら食器口のところに置いておいてください。

3 うん どう 運 動

運動は、月曜日から日曜日までの毎日行います。実施方法は、34ページから35ページを見てください。

4 にゅう よく 入 浴

身体を清潔に保つために、次の表にしたがって、決められた日には入浴を行います。

健康上の理由で、入浴が禁止されている場合などを除き、必ず入浴してください。

体調がすぐれない人は、職員に申し出てください。

<入浴を行う日>

	げつ 月	か 火	すい 水	もく 木	きん 金
がつ 10月～がつ 6月	○		○		○
がつ 7月～がつ 9月	○		○		○

入浴時間は、約20分間です。これ以外に、運動後に冷水シャワーを浴びる入浴を7月から9月にかけて実施することもあります。入浴の仕方は、37ページから39ページを見てください。

5 せん たく 洗 濯

少年鑑別所の衣類（室内着や運動着）や寝具類（枕カバー、シーツなど）は、決められた日に洗濯します。なお、下着、Tシャツ、くつ下などは、入浴時に洗濯しますので38ページを見てください。

6 つめ^き切り・綿^{めんぼう}棒・電^{でんき}気かみそり・調^{ちょうはつ}髪

(1) つめ^き切り、綿^{めんぼう}棒、電^{でんき}気かみそり（入^{にゅうよくび}浴日）

つめ^き切り、綿^{めんぼう}棒、電^{でんき}気かみそりは、入^{にゅうよくび}浴日に使用できます。37ページから38ページを見^みてください。

(2) 調^{ちょうはつ}髪

髪^{かみ}を切^きりたい人は、理^{ひと}容^{りようし}師^しによる調^{ちょうはつ}髪^{さんぱつ}（散^{さん}髪^{ぱつ}）がで^きますので希^{きぼう}望^{ばあい}する場^{もう}合^では申^でし出^でてくだ^さい。た^だし、在^{ざいしょ}所^{きかん}の期^{みじか}間^{かん}が短^{みじか}いなどにより、希^{きぼう}望^{ばあい}どおりで^きないこ^もとあ^りま^す。

少^{しょうねんかんべつしょ}年^{ちようはつ}鑑^{かみかた}別^{つぎ}所^{しょうねんかんべつしょ}で調^{かみかた}髪^{つぎ}で^きる髪^{かみかた}型^{つぎ}は次^{しょうねんかんべつしょ}のとおりで、少^{かみかた}年^{かみかた}鑑^{かみかた}別^{かみかた}所^{かみかた}のお金^{かね}で^き行^{おこな}う散^{さんぱつ}髪^{ぱつ}は、原^{げんそく}則^{ざいしちゆう}として在^{かい}所^{かい}中^{かい}に1回^{かい}だけと^しま^す。

髪^{かみかた}型^{かみかた}は、時^{じかんない}間^{やく}内^{ふんかん}（約^{はんい}15分^{はんい}間^{はんい}）に^きで^きる範^{はんい}圍^{はんい}のふつ^{はんい}うの髪^{かみかた}型^{かみかた}で、ス^{とくしゅ}キ^{とくしゅ}ン^{とくしゅ}ヘ^{とくしゅ}ッ^{とくしゅ}ド^{とくしゅ}な^{とくしゅ}特^{とくしゅ}殊^{とくしゅ}な髪^{かみかた}型^{かみかた}は^きで^きま^せん。ま^た、希^{きぼう}望^{ばあい}どおりで^きない場^{ばあい}合^{ばあい}もあ^りま^す。

こ^いれ^い以^い外^いに^いも、自^{じぶん}分^{かね}のお金^{つか}を^{ちようはつ}使^{ちようはつ}っ^{ちようはつ}て調^{ちようはつ}髪^{ちようはつ}が^きで^きるこ^もとあ^りま^すので、希^{きぼう}望^{ばあい}する場^{きぼう}合^{ばあい}に^{しよくいん}は^{そうだん}職^{きぼうがんしよ}員^だに^{ばあい}相^{かい}談^{かい}して^{おこな}希^{おこな}望^{おこな}願^{おこな}書^{おこな}を出^{おこな}して^{おこな}くだ^さい。こ^いの^い場^い合^いは2回^{かい}ま^で行^{おこな}うこ^もとあ^りま^す。

7 衣^{いるい}類^{にちようひん}や日^{とりあつか}用品^{たいよ}の取^{しきゅう}扱^{さし}い（貸^{しきゅう}与^{さし}・支^{しきゅう}給^{さし}、差^{さし}入^いれ・

購^{こうにゅう}入^{にゅう}など）

所^{しょうないせいかつ}内^{ひつよう}生^{いるい}活^{しんぐ}で必^{にちようひんとう}要^{すべ}な衣^{しょうねんかんべつしょ}類^{ようい}、寝^{にゅうしよじ}具^も、日^{にゅうしよじ}用^も品^も等^もは全^もて少^{しょうねんかんべつしょ}年^{しょうねんかんべつしょ}鑑^{しょうねんかんべつしょ}別^{しょうねんかんべつしょ}所^{しょうねんかんべつしょ}が用^{ようい}意^{ようい}し^ます。入^{にゅうしよじ}所^も時^もに、持^もっ^もて^もき^もた^も荷^{にもつ}物^{かね}やお^{しょうねんかんべつしょ}金^{あすか}は、少^{しょうねんかんべつしょ}年^{しょうねんかんべつしょ}鑑^{しょうねんかんべつしょ}別^{しょうねんかんべつしょ}所^{しょうねんかんべつしょ}で預^でり^{かえ}ま^すが、こ^いれ^いら^いは少^{しょうねんかんべつしょ}年^{しょうねんかんべつしょ}鑑^{しょうねんかんべつしょ}別^{しょうねんかんべつしょ}所^{しょうねんかんべつしょ}か^ら出^でるこ^もとあ^りま^す。

な^お、希^{きぼう}望^{じぶん}す^もれば、自^{しよく}分^{しよく}が持^{しよく}っ^{しよく}て^{しよく}き^{しよく}た^{しよく}も^{しよく}の^{しよく}を^{しよく}使^{しよく}用^{しよく}す^{しよく}こ^もとあ^りま^す、家^{かぞく}族^{ひと}の^{ひと}人^{ひと}な^{ひと}ど^{ひと}に^{ひと}差^{さし}入^いれ^いて^いま^すら^いつ^いたり、自^{じぶん}分^かで^か買^かっ^かた^かり^かで^かき^かる^かも^かの^かが^かあ^りま^す。

(1) 少年鑑別所が貸与する（貸し出す）ものや支給する（与える）もの

少年鑑別所では、日常生活に必要なものを貸与し、又は支給しています。貸与するものと支給するものは、添付している貸与品一覧、貸与・支給品一覧のとおりです。

- 花びんは、日中はテレビ台の上のじゃまにならないところに置きます。夜間に落下すると危ないので、就寝前には洗面台の下に移動してください。
- 写真立ては、日中は机の上に置くことができます。就寝前には机の中にしまってください。
- このほか、ぬいぐるみや観葉植物などについても貸与しています。詳しいことは、職員に聞いてみてください。

(2) 持込み品・差入れ品について

入所してきたときに自分で持ち込んだ私物を、部屋の中で使うことができる場合があります。ただし、他の少年鑑別所からきた人は、前の少年鑑別所で使うことができていたものであっても、ここでは使えない場合があります。

面会のできる人（例えば、家族）などから差し入れられたものを使用することもできます。

持ち込んだものや差し入れられたもののうち、部屋で使用できるものは別に定める自弁品一覧のとおりです。この表にあるものは、入所のときに一旦預けて、あとで使用することができますので、自分のものを使用したい場合には、入所の手続のあとや申出受付時に申し出てください。申出の受付は、毎週日曜日に 行います。

ただし、この表の中にあっても、少年鑑別所の中で使用することが不適当なものなどは、使用できないこともあります（品目名が同じでも形態や内容によって判断します。）。

- メガネ、コンタクトレンズその他の補正用具については、自分のものを使用できます。
- この表にはのせていませんが、図書も私物を持ち込むことができます。詳しいことは「9 図書・新聞」のところで説明します。
- リップクリームは無色のものに限りま。

○ ノートについては、書き込みがあると許可されない場合があります。

○ 数量は、居室内で持てる最大の数です。数量を超える物については手元に入らないこともあります。

(3) 持込み品、差入れ品の管理

寮の中で私物を使用するときは、次のようにしてください。

○ 切手やはがきは、お金に代わるものですから、なくさないように職員が預かります。

使用するときには申し出てください。

○ 切手やはがき以外の私物は、部屋の中に持ち込むことができます。部屋の中では、衣類は整理箱に、その他の物は整理棚や机の中に保管してください。整理棚に置いてよい私物は次のとおりです。

- ・ 図書
- ・ 教科書・参考書
- ・ ノート
- ・ シャンプー類
- ・ ボディシャンプー類
- ・ 歯みがき
- ・ 歯ブラシ
- ・ コップ
- ・ そのほか職員から指示されたもの

(4) 購入（買い物）について

少年鑑別所の中では、業者から購入（買い物）できるものがあります。購入できるものは自弁品一覧のとおりです。購入を希望する人は、毎週日曜日に、1週間分の注文を取りますので、申し出てください。支払いは、入所したときに預けたお金や、家族から差し入れられたお金の中から差し引きます。ただし、在所の期間が短いなどにより購入できないこともあります。

○ 数量は、居室内で持てる最大の数です。数量を超える物については手元に入らない

こともあります。

- 食料品は、指定された業者から、弁当を購入することができます。購入できるのは、月曜日から金曜日までの昼食と夕食です。購入を希望する人は、毎週日曜日に、翌週分の注文を取りますので、申し出てください。弁当を購入した場合、少年鑑別所からの給食は支給しません。

(5) 宅下げについて

私物を家族などに引き取ってもらうことを「宅下げ」と言います。家族の人に洗濯してもらい衣類や不必要なもの、保管に不便なもの、危険なものなどは、家族の人に引き取ってもらいますので、宅下げの手続きをしてください。

(6) 廃棄について

少年鑑別所に持ってきたものや、差し入れられたもののうち、不必要となったものを捨てることを「廃棄」と言います。勝手に捨てたりせず、職員に捨てることを申し出から、職員の指示に従ってください。

(7) 私物の持ち込み制限

少年鑑別所の中で保管できる私物の量は、倉庫内と室内の持込分を含めて60リットルまでです。室内に持ち込める量は50リットルまでです（整理箱などに収容できる量です。）。それを超えるものについては、保管に不便なもの、危険なものを含めて、家族などに引き取ってもらいます。あなたが家族に引取りを求めない、又は家族が引取りを拒否する場合は、限度量を超えたものについて、売却（売却した場合に得た代金はあなたの領置金に組み入れます。）又は廃棄します。

8 お金の取扱い

入所時にお金を持ってきた人は、お金を少年鑑別所で預かります。この後、お金の差入れがあった場合にも、少年鑑別所で預かることになります。預けたお金は少年鑑別所が責任

をもって管理し、退所するときに渡します。

なお、少年鑑別所にいる間、預けたお金で日用品やお菓子などを購入することができます。

9 図書・新聞

(1) 図書

少年鑑別所で読める図書には、①少年鑑別所の図書、②私物の図書の2種類があります。少年鑑別所の図書と私物の図書とにかかわらず、図書は大切に扱い、破ったり、落書きをしたりしないようにしてください。

<図書の種類>

○ 少年鑑別所の図書（少年鑑別所に備えられている図書）

少年鑑別所の図書には、娯楽用の図書と学習用の図書の2種類があります。娯楽用の図書には、小説など字の本（一般図書）とマンガ本があります。借りることができる娯楽用図書の冊数は、1日につき3冊を下回らない範囲で定めています。くわしくは、33ページから34ページを見てください。図書を交換できるのは祝日を除く月曜日から金曜日までで、土曜日と日曜日はしていません。

○ 私物の図書（入所時に持っていた図書・差入れの図書・購入した図書）

私物の図書を読みたいときは、職員に申し出てください。申込日は日曜日です。

職員が私物の図書の内容を確認して、少年鑑別所の中で読める場合は、あなたに渡します。中身の検査に数日かかることがあります。

次のような内容を含む図書は、少年鑑別所の中で読むことができない場合があります。

- ・少年鑑別所の落ち着いた生活を乱すような内容を含むもの
- ・事件の証拠を隠したりする内容や、あなたの事件に関する内容を含むもの

- ・ 非行^{ひこう}や犯罪^{はんざい}をそそのかすような内容^{ないよう}を含むもの
- ・ 健全^{けんぜん}な育成^{いくせい}に害^{がい}がある内容^{ないよう}を含むもの
- ・ 性的^{せい}な描^{びよう}写^{しゃ}を含むもの

部屋^{へや}の中^{なか}に持ち込^{もちこ}める図書^{としよ}に冊数^{さつすう}の制限^{せいげん}はありませんが、部屋^{へや}の中^{なか}の私物^{しぶつ}の量^{りょう}など
とその他^たのものを含^{ふく}めて50リットルを越^こえる場合^{ばあい}は預^{あず}けるか、宅下^{たくさ}げ又^{また}は廃棄^{はいき}をし
てください。

○ 図書^{としよ}の購^{こう}入^{にゅう}

自分^{じぶん}で読^よみたい図書^{としよ}を自分^{じぶん}のお金^{かね}で購^{こう}入^{にゅう}することができます。毎^{まい}週^{しゅう}日曜^{にちよう}日^びに希望^{きぼう}
を取^とります。あなたの手元^{てもと}に届^{とど}くまでに、しばらく日数^{にっすう}がかかりますので、在所^{ざいしょ}の
期間^{きかん}が短^{みじか}い人^{ひと}などは購^{こう}入^{にゅう}できない場合^{ばあい}があります。

なお、買^かった本^{ほん}でも、その内容^{ないよう}によっては、読^よむことができない場合^{ばあい}があります。

購^{こう}入^{にゅう}した図書^{としよ}に付録^{ふろく}品^{ひん}がついている場合^{ばあい}、少^{しょう}年^{ねん}鑑別^{かんべつ}所^{しょ}で自弁^{じべん}を許^{ゆる}されるものにつ
いては、そのま^{てもと}ま手元^いに入れること、また、領置^{りょうち}することができま^すが、自弁^{じべん}を許^{ゆる}さ
れないものについては、廃棄^{はいき}する等^{とう}の処^{しょ}分^{ぶん}をしま^らうことがありま^す（つまり、あ
なたが購^{こう}入^{にゅう}したもので、あなた^{しやう}の所有^{ゆう}物^{ぶつ}にならないことがありま^す。）。

(2) 新聞^{しんぶん}

休刊^{きゅうかん}日^びを除^{のぞ}き、各^{かく}部屋^{へや}に新聞^{しんぶん}を回覧^{かいらん}しま^す。くわしくは、36ページを見^みてください。

(3) その他^た

自分^{じぶん}で買^かった雑誌^{ざっし}や新聞^{しんぶん}は、読^よみ終^おわったときは、職^{しょく}員^{いん}に申^{もう}し出^でて廃棄^{はいき}しま^す。ど
うしても持^もち帰^{かえ}る必要^{ひつよう}があるときは、職^{しょく}員^{いん}に相談^{そうだん}しま^す。

外国語^{がいこくご}の本^{ほん}や新聞^{しんぶん}を読^よむときに、中^{なか}に書^かいてあることを検^{けん}査^さする必要^{ひつよう}があるときは、
翻^{ほん}訳^{やく}（日本語^{にほんご}に訳^{やく}すこと）を外^{がい}部^ぶの業^{ぎやう}者^{しゃ}に依^い頼^{らい}することがありま^す。このとき^{ひよう}の費^ひ用^{よう}は、
外国語^{がいこくご}の本^{ほん}や新聞^{しんぶん}を読^よむことを希^き望^{ぼう}する人^{ひと}に負^ふ担^{たん}しま^らうことがありま^す。

10 宗教教誨

信仰している宗教・宗派の先生と話をしたい、又は話を聞いてみたいと思ったときには、少年鑑別所の中で、宗教の先生と話をすること（これを「宗教教誨」といいます。）ができるようになっていきます。ただし、在所の期間が短いなどによって受けられないこともあります。

その希望がある場合には、職員に「宗教教誨を希望する」と申し出てください。専用の申込用紙を渡します。

なお、希望を申し出る際には、次の注意事項をよく理解した上で、申し出るようにしてください。

<宗教教誨の注意事項>

- 申出をしても、宗教の先生の都合等により、あなたの希望どおりに実施できない場合があります。
- 「接見等禁止決定」などがなされている人は、宗教教誨を希望することはできません。
- 宗派の希望を聞くことはできますが、この宗教教誨は、あなたがだんつき合いのある宗教の先生個人を指定することができるものではありません。あくまで、少年鑑別所が紹介する同じ宗教・宗派の先生と話をしてもらうことになります。
- 宗教教誨を受ける際には、宗教の先生に、あなたの個人情報（性別、年齢、今回の事件のことなど）を事前に伝えることがあります。ただし、宗教の先生が、あなたの個人情報をほかの人にもらすことはありませんので、安心してください。
- 紹介することのできる宗教・宗派は職員に聞いてください。宗教・宗派によっては宗教教誨を希望どおりできないことがあります。

1 1 いっぱんめんかい 一般面会

(1) めんかい あいてがたとどけで 面会の相手方の届出

しょうねんかんべつしょ はい とき しょくいん めんかい あいてがたとどけでひょう ようし わた
少年鑑別所に入ってきた時に、職員から「面会の相手方届出票」という用紙を渡さ
れますので、ひつようじこう か ていしゅつ
必要事項を書いて提出してください。なお、「面会の相手方届出票」に書
いていない人が面会を希望する場合には、もう一度 めんかい あいてがたとどけでひょう か
「面会の相手方届出票」を書いて
ていしゅつ
提出してください。

(2) めんかい じかん 面会できる時間

めんかい じかん げつようび きんようび じ ふん
面会できる時間は、月曜日から金曜日の8時45分から17時までです（ただし、12
じ じ とき
時から13時までを除きます。）。とくべつ じじょう ばあい のき
特別な事情がある場合を除き、土日や祝日、休日、
ねんまつねんし やす きかん じっし
年末年始の休み期間は実施しません。

(3) めんかい ひと 面会できる人

めんかい
面会できるのは次のような人です。

めんかい ひと
＜面会できる人＞

○ あなたのほごしゅ
保護者

○ あなたのしんぞく しん はいぐうしゅ つま おっと はいぐうしゅ かぞく い わ
あなたの親族（親せきや配偶者（妻や夫）、配偶者の家族などを言います。分から
なければ しょくいん しつもん
職員に質問してください。）

○ あなたのはいぐうしゅ じじじょうこんいんかんけい どうよう じじょう ひと ばあい
あなたの配偶者ではないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある人（この場合は、
ほごしゅ どうい ひつよう ばあい
保護者の同意が必要となる場合があります。）

○ めんかい ひつよう ひと たと けっこん かん てつづき こんかい じけん かぎ
面会することが必要な人（例えば、結婚に関する手続、今回の事件だけに限らない
さいばん てつづき じゅけん てつづき がっこう つと さき もと じゅんぴ みぶんじょう ほうりつじょう きょういくじょう
裁判の手続、受験の手続や学校・勤め先に戻る準備など、身分上、法律上、教育上
また しょくぎょうじょう じゅうだい りがい かか ようむ しょり らいしよ べんごし こうてききかん
又は職業上の重大な利害に係る用務の処理のために来所した弁護士、公的機関の
しょくいん がっこうかんけいしゅ しょくげ やといぬし
職員、学校関係者、職場の雇主など）

○ その他 しょうねんかんべつしょ めんかい ひつよう はんたん ひと
その他少年鑑別所が面会する必要があると判断した人

(4) 面会の方法

面会は次のような手順で行います。

<面会の時間>

- ① 1回の面会は30分とします。ただし、面会の申出状況その他やむを得ない事情のあるときは、10分を下回らない範囲で、時間を制限することがあります。
- ② 1日のうちで面会ができる回数は、原則として制限しませんが、同居している人などであれば、できるだけ時間を合わせて一緒に面会ができるようにしてください。

<面会の方法>

- ① 面会できる人が面会に訪れたら、職員がそのことを知らせに行きます。そのときに、間違いがないように、面会者の名前や面会者とあなたの関係を確認することがあります。確認ができれば面会室に移動します。
- ② 面会には、少年鑑別所の職員が立ち会います。
- ③ 1回の面会で会えるのは3人までです。面会者がお酒を飲んでいるときなどには面会はできません。
- ④ 面会中に面会者との間で物のやりとりをすることはできません。面会者から物を受け取る場合には差入れの手続きが、面会者にものを渡すときには宅下げの手続きが必要となりますが、その手続きは面会が終了してから行います。ただし、面会の時、面会者が差し入れたジュースを1本飲むことができます。このジュースは部屋には持ち帰れません。

<面会を一時停止又は中止する場合>

次のようなことがあったときは、面会を一時停止したり中止したりする場合があります。

- 面会者が身分をいつわって面会したことが分かったとき。
- 面会での会話の内容が職員に理解できないとき。
- 事件の証拠を隠そうとするような会話が合ったとき。
- 非行や犯罪をそそのかすような発言が出たとき。

- 脅迫^{きょうはく}するなど、犯罪^{はんざい}に当たるような行為^{こうい}を行ったとき。
- 少年鑑別所^{しょうねんかんべつしょ}の落ち着いた生活^{せいかつ}を乱^{みだ}すような行為^{こうい}があったとき。
- あなたをひどく不安^{ふあん}にさせるようなことを面会者^{めんかいしゃ}がしたとき。
- 面会^{めんかい}のルールや立ち会^{たちあ}っている職員^{しよくいん}の指示^{しじ}にしたがわないとき。

(5) その他^た

外国語^{がいこくご}で面会^{めんかい}をするときに、面会^{めんかい}で話^{はな}している内容^{ないよう}を確認^{かくにん}する必要があるときは、通訳^{つうやく}（日本語^{にほんご}に訳^{やく}すこと）を外部^{がいぶ}の業者^{ぎやうしゃ}に依頼^{いらい}することがあります。このときの費用^{ひよう}は、少年鑑別所^{しょうねんかんべつしょ}が負担^{ふたん}しますが、特別な事情^{とくべつしじょう}があるときに限り、自分で負担^{かぎ}しなければならないこともあります。

12 手紙^{てがみ}など

手紙^{てがみ}を出^だしたい人は、図書交換終了後^{としょこうかんしゅうりようご}から夕食^{ゆうしょく}までに申し出^{もうで}てください（休日^{きゅうじつ}は、午前^{ごぜん}の日課開始後^{にっかかいしご}から夕食^{ゆうしょく}まで。）。特別^{とくべつ}に急^{いそ}いで出^だしたい時は、職員^{しよくいん}に相談^{そうだん}してください。

(1) 手紙^{てがみ}を出すとき

手紙^{てがみ}を出す時^{とき}は、切手^{きって}やはがき、便せん^{びん}、封筒^{ふうとう}などを使^{つか}います。これらを持^もっていない人^{ひと}、又は購入^{こうにゅう}するお金^{かね}がない人は、職員^{しよくいん}に相談^{そうだん}してください。あなたの切手^{きって}やはがき、郵便書簡^{ゆうびんしょかん}は、職員^{しよくいん}が預^{あず}かり保管^{ほかん}します。手紙^{てがみ}は一日^{いちにち}に3通^{つう}まで出^だすことができます。手紙^{てがみ}が書^かけて、発信^{はっしん}したいときは、図書交換終了後^{としょこうかんしゅうりようご}から夕食^{ゆうしょく}までに職員^{しよくいん}に提出^{ていしゅつ}してください。原則^{げんそく}として、それ以外^{いがい}の時間^{じかん}に提出^{ていしゅつ}しても受け付けられません。

なお、預^{あず}かった手紙^{てがみ}は、職員^{しよくいん}が検査^{けんさ}しますので、すぐ^{はっそう}に発送^{はっそう}されるわけではありません。また、申出^{もうしで}の日^ひが金曜日^{きんようび}や土曜日^{どようび}の場合は、翌週^{ばあい}に発送^{よくしゅう}されます。休日^{きゅうじつ}が3日^{かいじょう}以上になるときは、発送日^{はっそうび}が知^しられます。注意^{ちゅうい}してください。

また、便せん^{びん}1枚^{まい}にはおおむね400字^{していど}程度^{ひと}とし、一つの封筒^{ふうとう}に入れられる便せん^{びん}の枚数^{まいすう}は5枚^{まい}までです。ただし、付添人^{つきそいにん}などに出^だす手紙^{てがみ}は除^{のぞ}きます。

(2) 手紙の書き方

<手紙の書き方>

- ① 封筒やはがきの表に、相手の郵便番号、住所、氏名をボールペンで書きます。
- ② 封筒や郵便書簡の場合は、裏の左下に、はがきの場合は、表側の左下に、自分の名前をボールペンで書きます。
- ③ 書き終えた手紙は、内容を職員が検査しますから、封筒の封をしないで、宛名を下にして食器口のところにだしておいてください。

手紙を書くときには次のルールを守ってください。内容が不適切な場合には、書き直しをしてもらうか、不適切な部分を消した上で発送する、又は、発送を差し止めることがあります。

<手紙を書くときのルール>

- 読めない字や記号、絵を使って書かない。
- 法律に違反したり、ほかの人が法律に違反するのを助けるようなことは書かない。
- 少年鑑別所の中のきまりを破ったり、少年鑑別所の中でのありもしないうそを書かない。
- 審判の妨げになるようなことや友だちに審判の日を教えることは書かない。
- 相手を脅したり、相手に嫌がらせしたり、相手に損害を与えるようなことは書かない。
- 相手がひどく不快に感じるようなことは書かない。
- 事件の証拠を隠すようなことを人に依頼しない。
- 少年鑑別所に入っているほかの人については書かない。

(3) 手紙を受け取るとき

手紙がきたら、職員が内容を確認して、渡します。内容が不適当なときは、渡せない場合があります。差出人(手紙を出した人)が分からない手紙も渡せないことがあります。渡せなかった手紙は、少年鑑別所で預かり、少年鑑別所を退所するときに渡します(場合によっては保護者の方などに渡すことがあります。)が、内容次第では退所するとき

であっても渡せない場合があります。

手紙の内容が不適當でなければ、一部を消した後、渡す場合があります。そのときも、消した部分はコピーにとり、退所するときに渡しますが、内容次第では退所のときであっても渡せない場合があります。

親族以外の人から送られた写真に通信文が書かれていた場合は、信書として扱うか又は文書図画として差入物として扱うかは、少年鑑別所が判断します。通信文が信書と判断された場合でも、写真内容が交付できない物であれば、交付できない信書として一見後領置の手続をする場合もあります。

(4) 急いで手紙を届けたい場合

翌日までに確実に宛先に手紙を届けたい場合、手紙を速達で出すことができますので、そのことを職員に伝えて手紙を出す手続をしてください。このときには普通の郵便料金のほかに、速達料金が必要となります。

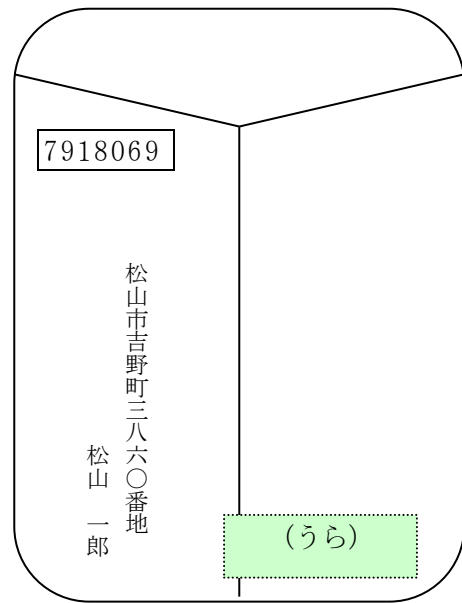
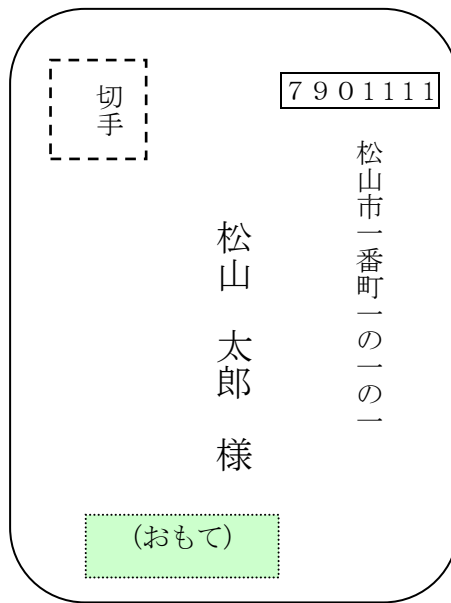
また、緊急に外の人と連絡を取りたいときには、電報を利用できることもありますが、これも電報料金が必要となります。電報を出す場合も、職員にそのことを伝えてください。

(5) その他

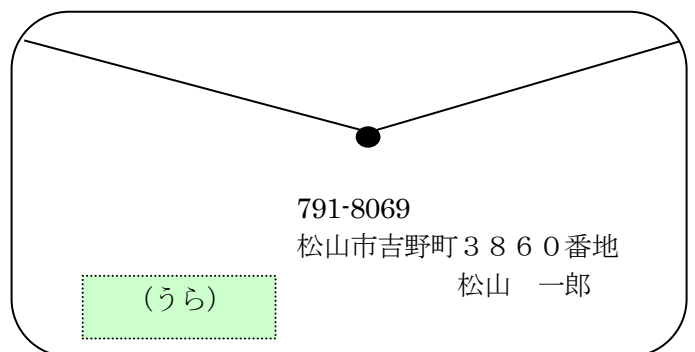
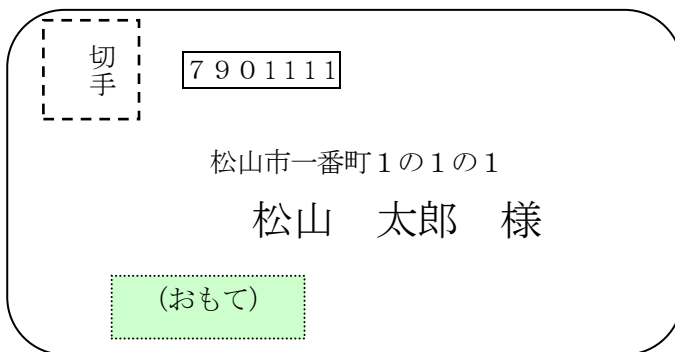
外国語で手紙のやり取りをするときに、中に書いてあることを検査する必要があるときは、翻訳（日本語に訳すこと）を外部の業者に依頼することがあります。このときの費用は、少年鑑別所が負担しますが、特別な事情があるときに限り、自分で負担しなければならないこともあります。

ふうとう か かた れい
封筒の書き方の例

が
(たて書き)



が
(よこ書き)



- おもて だ あいて ゆうびんばんごう じゅうしょ なまえ か
表 には出す相手の郵便番号、住所、名前を書きます。
- だ あいて ゆうびんばんごう し しょくいん
出す相手の郵便番号が知りたいときは、職員にたずねてください。
- ふうとう うら まつやましようねんかんべつしょ じゅうしょ か しょうねんかんべつしょ
封筒の裏には松山少年鑑別所の住所を書きますが、あなたが少年鑑別所にいることをほかのだ
れかに知らせることはありませんので、「松山少年鑑別所」という施設の名前を書く必要はありません。
まつやましようねんかんべつしょ じゅうしょ
松山少年鑑別所の住所は

〒791-8069 えひめけんまつやましようのちょう ばんち
愛媛県松山市吉野町3860番地 です。

- ふうとう
封筒は、のりづけや封をせずに、職員に出してください。
- きって まい おく てがみ まいすう つう びん まい かんが
切手1枚で送ることができる手紙の枚数は、1通につき便せん5枚までと 考 えてください。それを
こ 超えるときは、よぶん きって つか
超えるときは、余分に切手を使うことがあります。
- か まちが てがみ す へや ばこ す しょくいん わた
書き間違えた手紙は、シュレッダーにかけてから捨てるので、部屋のごみ箱には捨てずに、職員に渡
してください。

13 少年鑑別所の生活で苦情があるとき

あなたがこの少年鑑別所で生活している間に、不満や納得のいかないことが出てきて、「苦情を言いたい。」「納得できない。」などと思うようなことがあるかもしれません。

そのようなときのために、少年鑑別所では、次の二つの方法を用意しています。

(1) 救済の申出

(2) 苦情の申出

このうち(2)の苦情の申出は、監査官に申し出るものと、少年鑑別所長に申し出るものと2種類があります。ここでは、これらのやり方や、これらのことで知っておいてほしいことについて説明します。大切なことですので、よく読んでしっかり理解しておくようにしてください。

(1) 救済の申出

この少年鑑別所の中で、あなたが受けた処遇について苦情があり、その措置を取り消してもらいたいときには、法務大臣に対して救済を申し出ることができます。

※ 「処遇」とは？

「処遇」とは、この少年鑑別所の中で、所長やその他の職員から、あなたが受けた様々な取扱いのことをいいます。

「あなたが受けた処遇」には、ここにいるほかの人が受けた取扱いのこと、他の少年鑑別所や少年院などでのこと、これから受けるかもしれない取扱いのこと、家庭裁判所調査官との間であったことや家庭裁判所の決定などは含みません。また、ほかの機関の人から受けた取扱いは含みません。

＜救済の申出の方法＞

① 法務大臣に対して救済を申し出たい場合には、職員にそのことを伝えてください。

「申出を希望することについて」という紙を渡すので、必要なことを記入してください。

② その後、^ご ^い ^{きにゅう} ^{きゅうさいもうしでしよ} ^か ^{かた} ^{せつめい} ^{さくせいようりよう}「救済申出書」と、書き方を説明した「作成要領」と、書きかけの申出書を保管する封筒を渡します。

③ 「救済申出書」に必要なことを記入してください。記入は自分で ^{きにゅう} ^{しぶん} ^{おこな} ^た ^{ひと} 行い、他の人に ^{てつた} 手伝ってもらうことはできません。

④ 「救済申出書」を書いている途中で、調査や運動などで部屋を出るときは、保管用 ^{ふうとう} ^い ^{つくえ} ^{なか} 封筒に入れて、机の中にしまってください。

⑤ 「救済申出書」を作成したら、職員に申し出てください。「救済の申出書」以外 ^{ふうとう} ^{はい} ^{しよくいん} ^{かくにん} ^{ふうとう} ^{ふう} のものが封筒に入っていないかを職員が確認してから、封筒に封をしてください。
このときに、封筒や切手は自分のものを使います。封筒や切手を持っていない場合で、
^か ^{かね} ^{ひと} ^{しよくいん} ^{そうだん} 買うお金もない人は、職員に相談してください。

^{あてさき} ^{ゆうびんばんごう} ^{とうきょうとちよだくかすみ} ^{せき} ^{ほうむ}
宛先は「郵便番号100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1 法務
^{だいじん} 大臣」です。

あなたが出した封筒は中身を開けず、そのまま法務大臣のところに届けられます。
その後必要な手続きがとられ、結果があなたのところに ^{つた} 伝えられます。

⑥ この法務大臣に対する救済の申出は、次のことに限り、あなたがここを退所した ^{おこな} あとも行 うことができます。

ただし、退所した翌日から30日以内に限られますので、注意してください。

・外国語の図書、新聞紙の翻訳をするための費用を自分で払ったことについて苦情があるとき

・面会のときに通訳するための費用や、手紙を出したり受け取ったりするときに翻訳する費用を自分で払ったことについて苦情があるとき

・差し止められた手紙や削除、抹消された手紙の一部分の写しを退所時に引き渡されなかったことについて苦情があるとき

・職員から ^{しよくいん} ^{ちから} ^{からだ} ^お 力 ずくで体を押さえられたり、手錠をかけられた場合や一般の部屋から ^{ほごよう} ^{へや} ^{ほごしつ} ^い ^{くじょう} ^{しよくいん} 保護用の部屋（保護室）に入れられたことについて苦情があるとき（職員から

ゆうけいりよく こうしとう う
有形力の行使等を受けた)

きゅうさい もうして てつづき わ そうだん う しょくいん そうだんいん
救済の申出の手続について分からないことがあれば、相談を受ける職員(相談員)
がいますので、相談したいことがある人は申し出てください。相談員は相談の内容の
ひみつ まも そうだん あんしん そうだん そうだんいん しょくいん ちやくせつ
秘密を守りますので、安心して相談してください。ただし、相談員の職員に、直接
きゅうさい もうしてとう
救済の申出等をすることはできません。

(2) 苦情の申出

くじょう もうして う しょぐう くじょう もう で せいど
苦情の申出は、あなたが受けた処遇について、苦情を申し出ることができる制度です。
くじょう もうして しんばん び ちか ばあい たいしょ しょり ま あ
苦情の申出は、審判日が近くなってからした場合などは、退所までに処理が間に合わ
ず、処理結果の説明を受けられなくなることがあります。

＜監査官に対する苦情の申出の方法＞

- ① かんさかん たい くじょう もうして ひ かぎ かんさかん くじょう もうして
監査官に対する苦情の申出ができる日は限られています。監査官への苦情の申出
ができる日が近づいたら事前に知らせます。
- ② かんさかん たい くじょう もうして しょめん ほうほう ちやくせつめんせつ つた ほうほう
監査官に対する苦情の申出は、書面による方法と、直接面接をして伝える方法
の2種類があります。監査官に対する苦情の申出をしたい場合は、職員にそのこと
をつたえてください。「申出を希望することについて」という紙を渡すので、必要な
ことを記入してください。
- ③ しょめん おこな ばあい い きにゅう かんさかんくじょうもうしてしょ
書面で行う場合は、あなたに、言いたいことを記入する「監査官苦情申出書」
と、書き方を説明した「作成要領」と、書きかけの申出書を保管する封筒を渡し
ます。
- ④ かんさかんくじょうもうしてしょ ひつよう きにゅう きにゅう じぶん おこな
「監査官苦情申出書」に必要なことを記入してください。記入は自分で行い、
ほかの人に手伝ってもらうことはできません。
- ⑤ かんさかんくじょうもうしてしょ か とちゅう ちょうさ うんどう へ や で
「監査官苦情申出書」を書いている途中で、調査や運動などで部屋を出るとき
は、保管用封筒に入れて、机の中にしまってください。
- ⑥ かんさかんくじょうもうしてしょ さくせい しょくいん もう で くじょうもうしてしょ
「監査官苦情申出書」を作成したら、職員に申し出てください。苦情申出書
いがい ふうとう はい しょくいん かくにん ふうとう ふう
以外のものが封筒に入っていないかを職員が確認してから、封筒に封をしてくださ

い。このときに、封筒は自分のものを使います。切手を貼る必要はありません。封筒を持っていない場合で、買うお金もない人は、職員に相談してください。

あなたが封をした封筒は中身を開けず、監査官のところに届けられます。

- ⑦ 監査官に直接会って、苦情を申し出る場合は、監査官との面接当日、監査官の面接の準備ができたときに声をかけます。

- ⑧ 監査官に書面を提出したり、直接会って苦情を伝えたと、監査官が必要な調査などを行い、結果があなたのところに伝えられます。

＜少年鑑別所長に対する苦情の申出の方法＞

- ① 所長に対する苦情の申出は、書面による方法と、直接面接して伝える方法の2種類があります。所長に対する申出をしたい場合は、職員にそのことを伝えてください。「申出を希望することについて」という紙を渡すので、必要なことを記入してください。

- ② 書面で行う場合は、あなたに、言いたいことを記入する「少年鑑別所長苦情申出書」と、書き方を説明した「作成要領」と、書きかけの申出書を保管する封筒を渡します。

- ③ 「少年鑑別所長苦情申出書」に必要なことを記入してください。記入は自分で行い、ほかの人に手伝ってもらうことはできません。

- ④ 「少年鑑別所長苦情申出書」を書いている途中で、調査や運動などで部屋を出るときは、保管用封筒に入れて、机の中にしまってください。

- ⑤ 「少年鑑別所長苦情申出書」を作成したら、職員に申し出てください。苦情申出書以外のものが封筒に入っていないかを職員が確認してから、封筒に封をしてください。このときに、封筒は自分のものを使います。切手を貼る必要はありません。

封筒を持っていない場合で、買うお金もない人は、職員に相談してください。

あなたが出した封筒は中身を開けず、所長のところに届けられます。

- ⑥ 所長に直接会って、苦情を申し出る場合は、所長あるいは所長の指名した職

いん はなし き じゅん び こえ か ひつよう おう
員が話を聞きますので、準備ができたときに声を掛けます。また、必要に応じて、
じぜん い かみ か
事前に言いたいことを紙に書いてもらうこともあります。

⑦ しょちょう しよめん ちよくせつ あ くじょう つた しょちょう ひつよう ちょうさ おこな
所長に書面や直接会って苦情を伝えと、所長が必要な調査などを行います。

⑧ ちょうさ お しょちょう もう で しじつ しじつ
調査が終わると、所長は、あなたが申し出た事実があったかどうか、事実があっ
た場合にあなたが受けた処遇は正しかったと認めるかどうか、これからしょうねんかんべつしよ
かいぜん なに き けっか しょちょうまた しょちょう し
が改善すべきことは何かなどについて決めます。その結果は、所長又は所長から指
めい う しよくいん つた
名を受けた職員があなたに伝えます。

(3) ちゅういてん 注意点

(1)のきゅうさい もうしで (2)のくじょう もうしで かていさいばんしやとう ふり
の救済の申出や(2)の苦情の申出をしたことによって、家庭裁判所等が不利
なけつてい
決定をすることはありません(そもそも、かていさいばんしやとう もうしで ないよう つた
家庭裁判所等には申出の内容を伝えませ
ん。。「ほうむだいじん たい きゅうさい もうしで かんさかん たい くじょう もうしで
法務大臣に対する救済の申出」と「監査官に対する苦情の申出」をした
ばあい もうしで
場合は、申出をしたことをあなたの保護者へつうち
通知します。

しよりけっか ほうむだいじん かんさかん はんたん ほごしや つうち きぼう
処理結果(法務大臣や監査官の判断)は、保護者が通知を希望するときで、あなたが
どうい ほごしや つうち
同意するときに保護者へ通知します。

また、しよくいん ふりえき と あつか たと しよくいん いや
職員があなたを不利益に取り扱うこと(例えば、職員が嫌がらせをするな
ど)はありませんので、あんしん もうしで じたい わる
安心してください。申出をすること自体は悪いことではありま
せんので、もうしで しょうねんかんべつしよ わる ひようか
申出をしたことで少年鑑別所があなたのことを悪く評価することはありません。

14 職員に相談したいことがあるとき

あなたに悩みごとや困っていることがある場合、職員が分かる範囲で、個別に相談に應じますので、希望があれば申し出てください。また、少年鑑別所の職員に伝えておきたいことなどがある場合についても、個別に相談に應じますので、希望があれば申し出てください。

もしも、職員に相談を申し出たくても、直接に言い出しにくければ、希望があることを日記に書いてもいいです。

なお、あなたが申し出た時間や曜日によっては、すぐに應じるのが難しい場合もありますが、そのような場合も、できるだけ早く應じるよう努力しますので、遠慮することなく申し出てください。

15 生活する上で心がけること

この冊子の一番初めに「生活のきまり」を説明しました。それに加えて、健康的に気持ちよく生活するために、次の点についても、できるだけ心が掛けて生活しましょう。

- 食事はきちんと食べ、健康に気をつけましょう。
- 服装やみだしなみはきちんとし、だらしなくならないようにしましょう。
- 部屋はきちんと掃除し、いつも清潔にしておきましょう。
- 自分の物や借りたものは、きちんと管理し、大切に使うようにしましょう。
- 周りの人が嫌な思いをしないよう気を遣って生活を送りましょう。
- 整理整頓を心がけましょう。
- 言葉づかいや振るまいに注意して、礼儀正しくしましょう。
- 体の具合が悪いときは、早めに職員に申し出るようにしましょう。

16 少年鑑別所視察委員会

少年鑑別所の運営の改善向上のため、少年鑑別所視察委員会が設置されています。

(1) 視察委員会

視察委員会は、弁護士や医師などの少年鑑別所の職員ではない第三者により構成されています。少年鑑別所の視察を行い、その運営に関し、少年鑑別所の長に意見を述べるものです。

(2) 委員による面接、意見や提案の提出

視察委員会の委員は、あなたと面接をすることができます。また、視察委員会に対し、あなたから意見や提案を書面で提出することもできます。面接を希望する場合や意見や提案を提出したい場合は、職員に申し出てください。また、書面は決まった用紙がありますが、私物の便せんを使用することもできます。

なお、視察委員会の開催時期によっては、希望しても面接を実施することができない場合もあります。

Ⅱ 少年鑑別所での生活

1 1週間の日課表

1日の生活の流れと日課について

これから、1日の生活の流れを説明します。少年鑑別所の生活は、別表の「日課表」にしたがって進みます。ですが、日課は時々変更されることがあります。

日課については、必ず放送でお知らせします。放送をよく聞いて日課に取り組むことも、ほかの人に迷惑をかけないために必要です。

時間については、部屋に時計がありますので、時計も参考にして生活しましょう。また、時計以外にも、チャイムで時間を知らせます。チャイムが鳴ったら、次は何をするのか、あらかじめ考えておきましょうね。

時計とチャイムで時間を知ることはできますが、日課の都合によっては時間が変更されることがあります。放送をよく聞いて生活しましょう。

2 1日の生活の流れ

少年鑑別所では、日課表に従って生活します。1週間の標準日課表（各種在所者）のとおりです。次に詳しく説明するので、しっかり覚えましょう。

（1）起床～日課が始まるまで（午前7時から午前9時ころ）

起床・点呼（午前7時）

点呼とは、少年鑑別所にいるみなさんが元気であるかどうか、ひとりひとりの顔を見て確かめる時間です。朝起きたときと、夜眠る前に点呼があります。気持ちのよいあいさつができるようにしましょう。

チャイムが鳴ってから点呼までのあいだ

起床の時間のチャイムが鳴ったらすぐに起きて、次の整頓をしましょう。

①シーツを整えます。

②掛け布団（毛布、タオルケットなど）を整えて半分に折ります。

③パジャマの乱れを整え、ボタンをきちんと止めます。

以上の準備ができたなら、敷布団の上に、廊下の方を向いて座って待っててください。

しばらくすると、職員から、点呼をはじめる放送が流れます。

点呼について

点呼をはじめる放送のあと、職員が各部屋の前に立ちますので、気持ちのよいあいさつをしましょう。自分の点呼が終わったら、布団をたたみ、室内着に着替えてから、洗面・清掃を行います。

てんこ お ちょうしょく 点呼が終わってから朝食まで

せんめん 洗面

せんがん おこな そうじ お とく しゅうだん ベ や
洗顔などを行います。掃除がありますので、すばやく終わめしめう。特に集 団 部 室 の
ひと じゅんばん かんが じかん
人は、順 番 を 考 え て、時 間 の むだ が ない よう に し ま し ょ う。

せいそう 清掃

せいそう みじか じかん へ や
清掃は、短 い 時 間 で、で き る だ け 部 室 の す み ず み ま で き れ い に し ま し ょ う。部 室 を 清 潔
に す る こ と は、けんこうかんり ひつよう しゅうだん ベ や ひと ひと
に す る こ と は、健 康 管 理 の た め に 必 要 で す。集 団 部 室 の 人 は、人 に ま か せ る の で は な く、
じぶん すす と く
自 分 か ら 進 ん で 取 り 組 ん で く だ さ い。

そうきん つか せんめんだい しよう みず なか
な お、雑 巾 を 使 う と き は、洗 面 台 を 使 用 す る か ま た は バ ケ ツ に 水 を く み、バ ケ ツ の 中 で
そうきん あら みず せんめんだい す かなら す
雑 巾 を 洗 っ て く だ さ い。バ ケ ツ の 水 は、洗 面 台 に 捨 て ず に、必 ず ト イ レ に 捨 て て く だ さ
い。

トイレ そうじ 掃除

- ① ほうき・ちりとりを つか 使って、ト イ レ の 床 の ゴ ミ を と る。
- ② ト イ レ の よう プ ラ シ を つか 使って、便 器 の 中 を こ す る。
- ③ ピンク 色 の バ ケ ツ と 雑 巾 を つか 使って、便 器 の 外 側 と、床 を ふ く。

せんめんだい ゆか そうじ 洗面台・床の掃除

- ① ほうき・ちりとりを つか 使って、床 の ゴ ミ を と る。
- ② スポンジを つか 使って、洗 面 台 を 掃 除 す る。
- ③ 青 色 の バ ケ ツ と 雑 巾 を つか 使って、床 を ふ く。

テレビ たな そうじ 棚の掃除

- ① 青 色 の バ ケ ツ と 雑 巾 を つか 使って、テ レ ビ の 上、棚 の 上 な ど を ふ く。
- ② ほうき・ちりとりを つか 使って、ゴ ミ を と る。

まど そうじ 窓の掃除

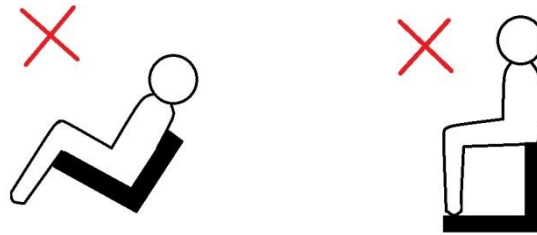
- ① 青 色 の バ ケ ツ と 雑 巾 を つか 使って、ふ き 掃 除 を す る。

服の整頓

掃除が全て終わったら服の整頓をします。パジャマは、この時間に整頓します。

座椅子の座り方

座椅子が壊れてしまうので、斜めに傾けて座ったり、背もたれの部分に座ったりしないでください。



扇風機の使い方

原則として7月1日から9月30日の間を使用期間としています。壁にスイッチがあります。体調に合わせて使用してください。部屋から出るときは、スイッチを止めてください。

就寝時間中に、職員の判断により扇風機を止めることもあります。

朝食・休憩（朝食開始～午前8時40分位まで）

①食事の準備

食事の準備の放送があったら、必ずお盆と食器口を、きれいに洗った布巾でふきます。その後、手洗いをして、食器口から食事を受け取ります。

お茶は、朝は必ず入れ替えます。ポットは、掃除の後に水ですすぎ洗いをしており、職員の指示があったら、食器口にポットを置いてください。職員が順次みなさんにお茶を入れていきます。毎週月曜日は、ポットを回収して新しいものと交換します。

②食事のはじまり

自分の食事が全部配られたら、「いただきます。」と言って食事を始めてください。

③食事について

食事は、栄養のバランスを考えて作ってあります。ですが、食物アレルギーがある、おなかがいっぱいで食べられないなどの理由があれば、無理をして食べる必要はありません。

せん。自分の健康のことを考えて、好き嫌いを減らせるといいですね。生水を飲まずにお茶を飲んでください。

④食事のおわり

食事が終わったら、職員が食器と残飯を集めます。このとき、残飯を一つの食器にまとめておき、食器を重ねて出してください。次に布巾で、お盆と食器口を拭いてください。

食事の手順は、以後の昼食、夕食ともに同じです。

朝食・歯磨きの後、図書交換の時間までは、休憩時間になります。余った時間は、読書、学習などをして過ごすのもいいでしょう。

図書交換（午前8時40分くらいから）

少年鑑別所には、みなさんが休憩時間などに読める本を準備しています。この本は土曜日、日曜日、休日以外の毎日、借りることができます。このことを図書交換といいます。

図書は、次の数だけ借りることができます。

借りるとき	借りることができる本の種類	冊数
通常 つうじょう の月～木曜日 げつ もくようび	一般図書、マンガ本 いっぽんとしょ ほん	3冊（うちマンガ本は2冊まで）
通常 つうじょう の金曜日 きんようび	一般図書、マンガ本 いっぽんとしょ ほん	11冊（うちマンガ本は9冊まで）
祝前日・連休前等 しゅくぜんじつ れんきゅうまえとう	一般図書、マンガ本 いっぽんとしょ ほん	1日につき4冊（うちマンガ本は3冊まで）を下回らない範囲で指定
土・日・休日を除く日 ど にち きゅうじつ のぞ ひ	参考書、教科書、進路選択、資格の本 さんこうしょ きょうかしょ しんろ せんたく しかく ほん	それぞれについて必要な数

職員から渡されている課題図書は、上の表の冊数には含みません。

図書交換では、まず職員が、あなたが借りていた本を点検します。このときに、もしも落書きや本の破れがあったら、直す必要がありますので職員に教えてください。

点検のあと、借りていた図書をもとの場所に^か戻して、^と新しい本を借りてください。^よ読みかけの本でも、点検を受けてから部屋に持ち帰ります。

書籍等貸出票については、みなさんに図書交換までに配布しますので、図書交換終了後、食器口^{しよっさくこう}に借りた本と記載した書籍等貸出票^{しよせきとうかしだしひょう}を一緒に^{いっしょ}置いておいてください。

また、観護状の間は、1日（土・日・休日^{きゅうじつ}も）に3冊（うちマンガ本^{ほん}2冊まで）まで、職員に頼んで、別の本と交換してもらうことができます。

（2）^{ひるま}昼間の日課（午前9時^{ごご}ころから午後4時^{しふん}30分ころまで）

日課は、日課表に従って行われます。日課には、次のことを参考にして取り組んでみてください。

- 運動をするときは、あらかじめ放送します。放送があったら次の準備をしてください。
- 体操服に着替えます（着替えるよう指示があった場合^{ばあい}だけ。）。
- 靴下を履きます（部屋の外での運動の時は必ず。）。
- トイレは済ませておきます。
- 部屋から出るときは、机の上や周りはきちんと片づけます。

運動には、部屋の外で行う運動（屋外運動、屋内運動）と、部屋の中で行う運動（室内運動）の2種類があります。全ての運動に参加すると、1日に1時間以上の運動時間が確保されるようになっています（屋外運動は時間が短縮されることがあります。）。

屋外運動・屋内運動（部屋の外で行う運動）

運動は、月曜日^{げつようび}から金曜日^{きんようび}までの午前中^{ごぜんちゅう}に行います。

グラウンドで行います（屋外運動）。グラウンドが使えない場合には、^{ごらくしつ}娛樂室で行うことになります（屋内運動）。種目については、希望どおりにならない場合があります。

部屋の外で行う運動への参加を希望する人は、図書交換の後に希望を聞きますので、そのときに申し出てください。

その後は、運動場、娛樂室どちらで運動するかによって整列の方法などが変わります。

職員の指示をよく聞いて、動いてください。

部屋の外で行う運動は、ほかの人と一緒にすることもできるので、職員の指示にきちんと従って参加してください。従えないときは、参加を取り止める場合もあります。

運動終了後は、必ず手洗いとうがいをしてください。

室内運動（部屋の中で行う運動）

部屋の中で行う運動は自主的に行うものですが、できるだけ身体を動かすようにしてください。ビデオ放送で運動をはじめることをお知らせしますので、放送があったら次の準備をします。

①部屋の窓を開けます。

②上着を脱ぎます。

③机の上と、座布団など足元を片付けます。

④テレビのスイッチをつけます。

運動中は、壁や部屋の備品に手足を当ててケガをしないように気をつけましょう。

ビデオ放送が流れている間は、テレビのスイッチを入れてビデオの動きに合わせて体を動かします。また、このビデオ放送が流れている間は、ビデオの動きとは関係なく、部屋の中で、ストレッチや筋力トレーニングを行うこともできます。ただし、ほかの部屋には学習や読書をしている人もいますので、周りに迷惑にならないようにしてください。また、倒立などの危険性の高い運動はしないでください。

なお、ビデオ放送が流れていない時間であっても、短時間であれば、体をほぐすために、首や腕を回したり、背伸びをしたりすることができます。ただし、スクワットやジャンプなど、音や振動をとまなう運動はひかえてください。

昼食・休憩

昼食の準備や始めかたは朝食と同じです。昼食のあとは、お昼の休憩時間になります。この時間には、ラジオ放送が流れます。また、この時間は、横になって休んでもかまいません。この時、寝具のうち、枕を使うこともできます。本当に眠ってしまうと、カゼをひいてしまうかもしれませんので、気を付けましょう。

新聞

新聞は、新聞配達が休みでない限り、毎日読むことができます。部屋ごとに順番に回していきますので、それまでは待っててください。もし、夜になっても回って来なかったら職員にたずねてください。

新聞が回ってきたら、新聞を読むかどうか職員に教えてください。新聞を読むことは、強制ではありません。

新聞を読んだあとは、ほかの部屋に回す必要がありますので、新聞を読み終わったら、報知器のボタンを押して職員に知らせたあと、食器口に新聞を置いてください。

- ・集団部屋では、ひとりずつ読んでください。
- ・ひとりで長く持ち続けしないでください。
- ・落書きをしたり、破ったりしないでください。

○新聞の購入

新聞は自分のお金で購入することもできます。特別な新聞（スポーツ新聞や宗教・政治関係の新聞）は購入できません。購入した新聞は、渡された日の翌日の午前中まで、自分の部屋の中に置いておくことができます。購入の希望は、毎週日曜日に受け付けますが、購入申し込みは、1か月単位となります。1か月以内に退所することとなった場合は、日割り計算（1部の単価×日数）で支払いをすることになります。

環境整備

環境整備は、大掃除のことで、週に1度あります。朝の掃除と違い、約1時間あります。このときは、トイレ用洗剤、クレンザーが使えます。トイレはトイレ用洗剤を便器の内側にかけ、しばらくしてから、トイレ用のたわしでこすってください。洗面台はクレンザーをスポンジにつけて掃除します。床掃除は、整理箱などを動かして、ほうきを使って部屋のすみずみのほこりを掃除しましょう。畳は、ぬれた雑巾で拭かないようにしてください。

ぜんそくやアレルギーの原因は、ダニのふんやハウスダストといった、部屋のほこりなど

といわれています。もちろん少年鑑別所の職員も気をつけていますが、自分の健康を管理するのは自分です。自分の部屋は、しっかりと自分で掃除しましょう。

自由時間

自由時間は、読書や自分で計画して勉強をすることができます。また、希望をすれば、観護措置の人がしている貼り絵や絵画や集団塗り絵をすることができます。くわしくは職員にたずねてください。読書については、あなたが図書交換で借りた本や私物の本を読むことができます。この時間を利用して、ちょっと長い小説を読んでみてはどうですか？社会ではゆっくりと本を読む時間がなかったかもしれません。ちょうどいい機会だから、いろいろな本を読んでみましょう。

入浴

入浴の時は、職員から入浴の準備をするように放送があります。放送があったら、タオル、下着、Tシャツなどの衣類の着替えと、石けん（ボディーソープ）を準備します。シャンプー、リンス、コンディショナーなどを持っていたら、一緒に準備します。

入浴は、順番に行います。自分の番になったら、浴場に行きます。体を洗う場所が指定されますので、必ず体を洗ってから、浴槽に入ります。

入浴のときには、次のこともできます。

●ひげそり

電気かみそりを使いたい人は、入浴時に申し出てください。電気かみそりを貸し出します。ひげが伸びている人は、ひげをそり、できるだけ清潔にしておきましょう。眉毛などはそらないでください。使用後は、掃除をしてきちんと管理してください。

貸し出した電気かみそりは、入浴終了時に返却します。返却時に、職員の点検を受けてください。電気かみそり以外のかみそりを使いたい場合は、職員に申し出てください。

●洗濯

下着、Tシャツ、靴下などは、入浴のときに洗濯に出します。汚れた衣類は必ず洗濯

に出してください。

洗濯物を出す際、皆さんのいる部屋の番号を書いたネットを渡すので、タオル以外の洗濯物はその中へ入れてください。タオルには、名前をマジックで書いておきましょう。

＜洗濯物の取扱い＞

○ 少年鑑別所から貸した衣類や寝具類は、少年鑑別所で洗濯しますので、職員の指示があったときに洗濯に出してください。

○ 私物の衣類（少年鑑別所から貸したものではない衣類）は、無料で洗濯することもできますが、その場合には「無料洗濯願」を提出してもらいます。

洗濯は、洗濯機を使用して行いますから、機械の不具合等により破損したり汚れが付いたり、色落ちしたりすることもあるかもしれません。通常の洗濯を行っていた場合、そういうものについて、元に戻したり、交換したり弁償することはできません。

○ 少年鑑別所から、替えの衣類を借りることもできます。そのときには、汚れた私物の衣類は、少年鑑別所に預けてください。

○ 私物の衣類を専門の洗濯業者に出して、洗濯・補修する必要がある場合は職員に相談してください。代金は、原則として自己負担（領置金から支払う。）となりますが、特別な事情があるときには無料で受けることもできます。ただし、在所の期間が短いなどにより、できないこともあります。

●綿棒を使っての耳掃除、つめ切り

綿棒を使いたい人は、入浴後に職員に申し出てください。使用した綿棒は職員が回収しますのでちり紙に包んで、食器口に出しておいてください。

つめ切りを使いたい人は、申し出てください。入浴が終了してから貸し出します。切ったつめは、ちり紙で包んで、捨ててください。

●染髪について

染髪は、自弁品の染髪剤を使用して行い、染髪をするのは入浴時です。染髪したい

ばあい しょうがんしょ せんぱつ きぼう むね か ひつよう しょくいん もう で
場合は「諸願書」に染髪を希望する旨を書く必要があるので、職員に申し出てください。

にゅうよく つぎ にゅうよく まち たが き も にゅうよく
入浴は、次の入浴のマナーを守って、お互いに気持ちよく入浴できるようにしまし
ようね。

にゅうよく 入浴のマナー

- にゅうよく じ しょくいん しどう みな しつもんいがい はなし
・入浴時は、職員からの指導や皆さんからの質問以外は話をしてはいけません。
- からだ あら よくそう はい
・身体を洗ってから、浴槽に入りましょう。
- よくそう い
・浴槽には、タオルを入れないようにしましょう。
- こしか せんめんき あら せいりせいとん
・腰掛け、洗面器などは、きちんと洗ってから整理整頓しましょう。
- とき せんめんき つか せつすい
・タオルをすすぐ時は洗面器を使い、節水をこころがけましょう。
- つか とき しょう ひと ゆ き
・シャワーを使う時は、こまめに使用して、ほかの人にお湯がかからないように気をつけましょ
う。
- よくそう はい ひと ばしょ
・浴槽に入るときは、ほかの人と場所をゆずりあいましょう。
- ・やけどをしないようにしましょう。
- にゅうよくちゅう きぶん わる しょくいん もう で
・入浴中に、気分が悪くなったら、すぐ職員に申し出ましょう。

(3) 昼間の日課の終わってから就寝点呼まで（午後4時30分ころから午後9時まで）

ごご じ ぶん しんべんせいり ほうそう
午後4時30分くらいになったら、身辺整理の放送があります。それで、午後の日課が
お につかちゅう つくえ まわ そうじ
終わりです。日課中にちらかった机の周りなどを掃除しましょう。

ゆうしょく きゅうけいじかん ごご じ ごご じ 夕食・休憩時間（午後5時から午後6時まで）

ゆうしょく お ちょうしょく ちゅうしょく おな ゆうしょく お ごご じ
夕食のはじまり、終わりは朝食・昼食と同じです。夕食が終わったら、午後6時
きゅうけいじかん じかん ひる ちが よこ あと な
で休憩時間です。この時間は、お昼と違い横にはなれません。その後チャイムが鳴って、
よる につか
夜の日課になります。

ろくおん ほうそう ごご じ ごご じ ぶん 録音テープ放送（午後6時から午後6時30分まで）

つぎ ほうそう なが じかん じしゅがくしゅう て やす ほうそう き
次の放送が流されます。この時間は、自主学習なども手を休めて、ぜひ放送を聞いてみ
てください。

にちようび しょうねん ほ こ せいど
日曜日：少年保護制度について

げつようび しんぱん
月曜日：審判について

かようび ほ ご かんさつ しけんかんさつ
火曜日：保護観察と試験観察について

すいようび しょうねんいん
水曜日：少年院について

もくようび しょうねんいん たんきかん とくべつたんきかん
木曜日：少年院（短期間・特別短期間）について

きんようび ろくおんほうそう
金曜日：録音放送「おれ」

どようび やくぶつしょう
土曜日：薬物使用について

このほかに、時々、ちがう録音教材の放送があります。色々な放送がありますので、気楽な気持ちで聞いてみましょうね。

日記記入（午後6時30分から午後7時まで）

希望する人は日記が書けます。あなたが少年鑑別所の生活で感じたこと、考えたこと、なんでもかまいません。あなたの気持ちを書いてみてください。ほかに、職員に聞きたいことや相談したいことを日記に書いてもいいでしょう。毎日の職員の助言から、自分のことを振り返ることができるかもしれません。

なお、日記は、担当の職員以外の職員も読むことがあります。

余暇時間（午後7時から午後8時50分）

特に事情がないかぎり、毎日午後7時から午後8時55分までは、好きなテレビ番組を見ることができます。他の人の迷惑になる行為（大きな音や笑い声）はやめましょう。ボリュームも、他の人の迷惑にならないよう、音量のモニター表示で「12」より大きくならないように設定してください。午後8時50分からは、テレビ番組を見ながら就寝準備をすることができます。学習、貼り絵、読書をしたり、娯楽としてマンガ本を読んだりしてもいいですし、今日一日のことを振り返ってみてもいいかもしれません。この時間なら、昼間と違い、落ち着いて手紙を書けるでしょう。あなたが考えて使える時間です。

就寝準備・点呼（午後8時50分から午後9時まで）

午後8時50分になると、チャイムが鳴ります。このチャイムが一日の終わりです。就寝準備をすませ、午後8時55分にテレビを消して午後9時までに点呼を受けられるようにしましょう。

就寝準備は、

- ・机やその周りの整理整頓をする
- ・窓を開けて、布団を敷く
- ・トイレなどを済ませる
- ・パジャマに着替える

歯磨きなどを就寝準備の時間にすると、点呼が遅れてしまいます。歯磨きは、就寝準備の前、テレビの時間に済ませておきましょう。

<!!ちゅうい!!>

女子は、着替えをするときは、必ずカーテンをするか、トイレで着替えるようにしてください。

以上が、日課の流れです。くわしくは職員から説明がありますので、分からないことは、聞いてください。

3 日記・ノートの取扱い

(1) 日記

希望する人は日記が書けます。日記は、夕方の録音テープ放送が終わったら渡しますので、強制ではないですが、思ったこと、考えたこと、職員に相談したいことなどを自由に書いてみてはどうでしょうか。日記はボールペンで記入してください。ほかの人に見せたり、ほかの人の日記を見たりしないでください。記入が終わったら、食器口に提出します。

日記は、持ち帰ることはできません。

(2) 少年鑑別所で貸し出したノート

入所時にノートを1冊渡します。勉強に使用したり、思いついたことや絵などを自由に書いたりしましょう。破ることはできません。検査のために出すように言われたときはいつでも出してください。

少年鑑別所で貸し出したノートは、持ち帰ることはできません。

(3) 私物のノート

入所時に持ち込んだもの、差し入れられたり購入したりした私物のノートを使うことができます。私物のノートであっても、破ることはできません。検査のために、出すように言われたときは出してください。

私物のノートは、少年鑑別所を出るときに、持ち帰ることができますが、少年鑑別所の中で知り合った人の連絡先や少年鑑別所の処遇についてうその記載などをしてはいけません。また、少年鑑別所内の部屋の配置や建物の構造については記載してはいけません。

4 学習用教材

入所時に渡したSTEPは、小学校で習う内容から学び直すことができるように作られています。課題としてやらなければいけないものではありませんが、漢字・計算ドリルとともに、自由時間、日中の空いた時間や夕方以降の休憩時間などを利用して、できるだけ毎日こつこつとこなしてみてください。

5 様々な支援

少年鑑別所では、あなたが自分自身を見つめ直すために、いろいろなプログラムを用意しています。義務ではなく希望制になっていますので、希望のある人は積極的に参加しましよ

う。

(1) 学習支援

○ 学習指導

外部から先生を招いて、主に中学生を対象に学習指導を行っています。希望する人は、職員に申し出てください。

○ パソコン学習

パソコンを使って部屋の中で自習をするものです。パソコン学習では、小学4年から中学3年までの主要5教科の学習ソフトで勉強することができます。インターネットやゲームなどはできません。使用時間は、午前9時から午後4時30分までです。

中学生を優先していますが、中学生以外の人でも希望する人は申し出てください。台数に限りがあるので、貸出しまで日数が掛かることがあります。

○ 電子辞書の貸出し

電子辞書を使用して自主学習ができます。電子辞書は、辞書機能以外に、小学校から中学校1、2年生までの各教科のワークブック、英単語帳、英検や漢検のドリルの機能があります。使用時間は午前9時から午後4時30分までです。中学生を優先していますが、中学生以外の人でも希望する人は申し出てください。台数に限りがあるので、貸出しまでに日数が掛かることがあります。また、電子辞書を借りる場合は、パソコンを同時に借りることはできません。

○ 学習用教材の貸出し

図書交換のときに、普通の図書以外に、参考書や問題集等を借りることができます。これらは図書の貸出し冊数には数えません。必要な冊数だけ借りることができます。小中学校の復習や高校受験、高卒認定、大学受験などにも役立ちますので、積極的に借りましょう。

(2) 進路選択支援

少年鑑別所には、就職や資格取得など今後の生き方のヒントになる本がたくさんあ

るので、図書交換のときに借りてみましょう。学習教材と同じように、就職や資格等
についての図書は貸出し冊数には数えません。必要な冊数だけ借りることができます。

(3) その他

このほかにも、少年鑑別所には、園芸活動や季節の行事、職員による授業など、
たくさんのプログラムが用意されています。事前にみなさんに希望を聞きますので、
積極的に参加してみましょう。

6 部屋替え

少年鑑別所で生活している間に部屋が替わることがあります。「部屋を移るときの準備」
という紙を渡しますので、部屋を替わるように言われたらその内容を見て、衣類や図書、シー
ツなどをすぐにまとめましょう。次の人が使うために、部屋の掃除（トイレも含む。）をして
ください。

7 集団部屋での生活

集団部屋では、ほかの人と一緒に生活をします。同じ部屋の人たちと協力して気持ちよ
く生活するために、＜集団部屋でのきまり＞があります。

＜集団部屋でのきまり＞

- 大きな声で話さない。
- 事件のことや住所など、個人に関することは話さない。
- 掃除や食事の準備や片付けなどは協力して行う。
- ほかの人の持ち物にさわったり、借りたり、貸したりしない。

以上のことが守れないときは、集団部屋を替えることがあるので、注意しましょう。

8 さいが い じ こうどう 災害時の行動

しょうねんかんべつしょ たいか たいしんこうぞう かいさい じしん しんぱい しょくいん
少年鑑別所は、耐火・耐震構造になっているので、火災や地震でも心配はありません。職員
が指示を出しますので、あわてず、さわがず、おちついて したが 従ってください。

さいが い じ へ や そな つ ぼうさいざぶとん ひら あたま つか そな つ
災害時は、部屋に備え付けている「防災座布団」を開き、頭にかぶせて使います。備え付
けの場所を確認しておきましょう。

(1) じしん 地震のとき

つよ はじ おち つぎ こうどう
強くゆれるのは始めだけです。落ち着いて、次の行動をとりましょう。

- かべ からだ よ ぶとん もうふ あたま まち
・壁に身体を寄せて、布団や毛布で頭を守り、ゆれがおさまるのを待ちます。
- ひなん ぼうさい ぼうさいざぶとん あたま まち しず いどう
・避難するときは、防災ずきん（防災座布団）で頭を守るようにして、静かに移動しま
す。

(2) か じ 火事のとき

- けむり す こ はな くち おお からだ ひく
・煙を吸い込まないようにするため、タオルで鼻や口を覆い、身体を低くしましょう。
- ぼうさい ぼうさいざぶとん も めの あたま とうぶ まち
・防災ずきん（防災座布団）は燃えない布でできています。頭にかぶり、頭部を守りま
しょう。

ぼうさい ぼうさいざぶとん かた 防災ずきん（防災座布団）のかぶり方

	しゃしん のように、しかい さえぎ ていど かぶ 写真のように、視界を遮らない程度にしっかりと被り、 マジックテープをあごの下部分で固定できるようにしてく ださい。 さいが い じ こま かい かぶ かた れんしゅう 災害時に困らないように、1回は被り方の練習をして おきましょう。 お しき ようい また、折りたたみ式ヘルメットも用意されていますので、 ひなんくねん つか かた かくにん 避難訓練のときなどに使い方を確認しておきましょう。
---	--

9 こくみんねんきん こうてきねんきん せいど 国民年金（公的年金）制度について

くに へいきんじゅみょう せかいいち すいじゅん たつ かくかぞく しゅうぎょうけいたい へんか
わが国の平均寿命は世界一の水準に達しています。また、核家族や就業形態の変化な

どの大きな社会構造の変化により、個人の貯蓄はもとより子供による私的な扶養だけで老後の生活を送ることが難しくなってきました。公的年金制度は、このような状況の中で、長い老後の生活を安心できるものにするため、社会全体で高齢者の生活を支えていく仕組みが必要であるという考えのもとで形成されてきた制度です。もし、公的年金制度がなかったらどうなるでしょう？ 現役世代は、自分の子供を育てつつ、両親に仕送りして、自分の老後の蓄えも行う必要が生じてきます。

わが国の年金制度は、従来サラリーマンを対象とする厚生年金、公務員等を対象とする共済年金、自営業者などを対象とする国民年金というように分立していました。しかし分立した制度体系のままでは、財政基盤が不安定になり、長期的安定が図れません。また、加入している制度により給付や負担に不公平が生じる恐れがあります。そのため、昭和60年の法律改正により、国民年金の運用の範囲が全ての国民に拡大されました。

簡単に言うと……

「国民年金制度とは、年老いたり、障害や死亡によって、国民の生活安定が損なわれないよう、国民が連帯してお金を出し合い、国民全体の生活を維持することを目的とした制度です。」

ということなのです。では、次に加齢者にはどんな種類があるのか見ていきましょう。

(1) 加入者の種類

日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満の人は、全てが国民年金保険に入ることが義務付けられています。

加入者（被保険者）の種類は以下のとおりです。

種類	説明	保険料の支払い方法
第1号	日本国内に住居を持つ20歳以上60歳未満の、自営業者・農業や漁業に従事している人・学生など	自分で全額支払う。
第2号	公務員や会社勤めのサラリーマン（65歳未満）	会社の給与から差し引か

		れる。
だい 3 号 第3号	だい 2 号被保険者に扶養される、20歳以上60歳未満の配偶者 第2号被保険者に扶養される、20歳以上60歳未満の配偶者	しはら 支払わなくてよい。

(2) ねんきん しゅるい 年金の種類

げんざい ねんきん しゅるい しゅるい わ
現在の年金の種類は3種類に分かれています。年金というと「お年寄りのためのもの」
とおも
と思ってしまうがちですが、わか ひと いがい みじか
若い人にとっても意外と身近なものです。

しゅるい 種類	せつ めい 説明
ろうれい き そねんきん 老齢基礎年金	げんそく さい さい しはら ねんきん 原則65歳になった際に支払われる年金
しょうがい き そねんきん 障害基礎年金	びょうき しょうがい のこ しはら ねんきん 病気やけがで障害が残ったときに支払われる年金
いぞく き そねんきん 遺族基礎年金	せいけい い じ ひと いっか はたら て しぼう 生計を維持していた人（一家の働き手）が死亡したときの いぞく しはら ねんきん 遺族に支払われる年金

ろうご せいかつじつたい み こうてきねんきん おんきゅう じゅきゅう こうれいしやせたい
老後の生活実態を見ても、公的年金や恩給を受給している高齢者世帯の63.5%の
せたい こうてきねんきん おんきゅう せいかつ こうてきねんきん ろうごせいかつ しゅよう はしら
世帯が公的年金や恩給のみで生活しています。公的年金は、老後生活の主要な柱として
く ささ おお ちから
暮らしを支える大きな力となっているのです。

ねんきん ほけんりょう しはら きかん きほんてき ねんいじょう ふそく しきゅう
年金は保険料を支払っている期間（基本的には25年以上）が不足していると、支給さ
れない場合があります。そのため、ていしよく つ わか ほけんりょう しはら
定職に就かないで若いうちから保険料を支払わない
と、しょうらいとしお おも しょうがい お ばあい ねんきん きゅうふ せいかつ こま
将来年老いたときや重い障害を負った場合に年金を給付されず生活に困ることにな
ります。のうふきげん はら きげん ねんいない しはら
納付期限までに払うことができなくても、期限から2年以内であれば支払うこと
ができます。

ひょうじゅんにつかひょう かくしゅざいしよしゃ
標準日課表(各種在所者)

じかん 時間	げつ 月	か 火	すい 水	もく 木	きん 金	ど 土	にち 日
7:00	きしょう・てんこ・せんめん・せいそう（♪音楽放送） 起床・点呼・洗面・清掃（♪音楽放送）						
7:30	ちようしよく・きゆうけい・しんぺんせいり（♪音楽放送） 朝食・休憩・身辺整理（♪音楽放送）						
8:40	としょうこうかん 図書交換					しつないうんどう 室内運動	
9:00	うんどうじゅんぴじかんふく・じゆうじかん・にゅうよくげつすいきん 運動（準備の時間を含む）・自由時間・入浴（月・水・金）					じゆうじかん 自由時間	じゆうじかん 自由時間 ビデオ放送
10:10	きゆうけい 休憩						
10:20	うんどうじゅんぴじかんふく・じゆうじかん・にゅうよくげつすいきん 運動（準備の時間を含む）・自由時間・入浴（月・水・金）						またじゆうじかん テスト又は自由時間 （希望者のみ）
11:30	じゆうじかん 自由時間						
12:00	ひるしよく・きゆうけい（♪音楽放送・ラジオ放送） 昼食・休憩（♪音楽放送・ラジオ放送）						
13:00	しつないうんどう 室内運動						
13:30	じゆうじかん 自由時間	かんきようせいび 環境整備	じゆうじかん 自由時間	いむしんさつ 医務診察	じゆうじかん 自由時間	じゆうじかん 自由時間	
14:30	にゅうよく 入浴	じゆうじかん 自由時間	にゅうよく 入浴	じゆうじかん 自由時間	にゅうよく 入浴	※娯楽ビデオ放送	
15:40	じゆうじかん 自由時間		じゆうじかん 自由時間	じゆうじかん 自由時間	じゆうじかん 自由時間	じゆうじかん 自由時間	
16:00	しつないうんどう 室内運動						
16:30	ゆうしよく・きゆうけい（♪音楽放送） 夕食・休憩（♪音楽放送）						
18:00	じゆうじかん（録音教材が放送されます。） 自由時間（録音教材が放送されます。）						
19:00	じゆうじかん 自由時間 ※テレビ放送						
20:50	しゅうしんじゅんび・てんこ 就寝準備・点呼						
21:00	しゅうしん 就寝						

じゆうじかんは、なるべく読書や学習をして過ごしましょう。希望すれば貼り絵などをすることもできます。

日記記入は、希望者のみですが、なるべく希望して記入するようにしましょう。

夏期日課中は、火曜日・木曜日にシャワーを実施することがあります。

在所者に貸与する衣類及び寝具

ア 衣類

区分	品名及び数量等		
	品名	数量	摘要
衣類	長袖上衣	1	
	半袖上衣	1	夏季に限る。ポロシャツとする。
	カーディガン	1	冬季に限る。トレーナーを含む。
	チョッキ	1	冬季に限る。
	ズボン	1	
	半ズボン	2	夏季に限る。
	パンツ	3	男子に限る。
	ショーツ	3	女子に限る。
	生理用ショーツ	3	女子に限る。
	長袖シャツ	1	冬季に限る。
	半袖シャツ	3	Tシャツを含む。
	ランニングシャツ	2	男子に限る。夏季に限る。
	スリッパ	2	女子に限る。夏季に限る。キャミソールを含む。
	ズボン下	1	冬季に限る。
	ブラジャー	3	女子に限る。
	夏靴下	3足	
	冬靴下	3足	
	パジャマ	1組	上1、下1の1組として貸与する。
	防寒衣	2	冬季に限る。運動用ウィンドブレーカー及びちゃんちゃんこととする。
	運動衣	1組	上1、下1の1組として貸与する。
	帽子	1	使用は運動時に限る。

イ 寝具

区分	品名及び数量等		
	品名	数量	摘要
寝具	掛布団	1	
	敷布団	1	
	毛布	1	冬季は2枚とし、これに加え、女子にはひざかけ1枚を貸与する。
	タオルケット	1	夏季に限る。
	まくら	1	
	敷布団カバー	1	
	掛布団カバー	1	
	まくらカバー	1	

在所者に貸与し、又は支給する日用品、学用品その他の物品

ア 日用品

区分	品名及び数量等			貸与又は支給の方法	
	品名	数量	摘要	貸与	支給
日用品	ちり紙	適量	水溶性に限る。		○
	歯ブラシ	1	—		○
	歯磨き	1	—		○
	石けん	1	液体石けんを含む。		○
	石けん容器	1	—	○	
	シャンプー	適量	—		○
	リンス	適量	コンディショナーを含む。		○
	タオル	3	バスタオルを含む。	○	
	くし	1	ブラシを含む。	○	
	髪止めゴム	必要数	長髪の在所者に限る。	○	
	クリーム類	必要量	—		○
	かみそり	1	電池式かみそりは、収納ケース、替え刃、はけ及び電池を含む。	○	
	生理用品	適量	女子に限る。おりものシート及び妊産婦用具を含む。		○
	食器	必要数	—	○	
	コップ	1	—	○	
	座布団	1	座布団カバーを含む。	○	
	サンダル	1 足	—	○	
	運動靴	1 足	運動時に限る。	○	

イ 学用品

区分	品名及び数量等			貸与又は支給の方法	
	品名	数量	摘要	貸与	支給
学用品	各種教材	必要量	—	○	
	鉛筆	1	シャープペンシルが貸与されていない場合に限る。	○	
	ボールペン	1	黒色に限る。	○	
	消しゴム	1	—	○	
	シャープペンシル	1	替え芯を含む。鉛筆が貸与されていない場合に限る。	○	
	下敷き	1	—	○	
	筆入れ	1	—	○	
	定規	各1	分度器を含む。規格は長さ30センチメートル用以下に限る。	○	
	ノート	1		○	

在所者に貸与することができる室内装飾品その他の少年鑑別所における日常生活に用いる物品及び支給することができる嗜好品

ア 室内装飾品

区分	品名及び数量等			貸与又は支給の方法	
	品名	数量	摘要	貸与	支給
室内装飾品	花瓶	1	生花の自弁が許される場合に限る。	○	
	観葉植物（鉢、土及び栄養剤を含む。）	1	人工観葉植物を含む。	○	
	写真立て	1	写真の装飾希望時に限る。	○	
	ぬいぐるみ	必要数	観護処遇上有益であると認められるときに限る。	○	

イ 室内装飾品以外の少年鑑別所における日常生活に用いる物品

類型	品名及び数量等			貸与又は支給の方法	
	品名	数量	摘要	貸与	支給
室内装飾品以外の日常生活に用いる物品	手袋	必要数	気候、身体的状況その他の事情に照らし、特に必要があると認められる場合に限る。	○	

ウ 嗜好品

類型	品名及び数量等			貸与又は支給の方法	
	品名	数量	摘要	貸与	支給
嗜好品	菓子	適量	—		○
	あめ類	適量	—		○
	氷物	適量	—		○
	清涼飲料その他の嗜好飲料	適量	—		○

在院中在所者以外の在所者に自弁を許す物品等

注1) 自弁の方法欄の差入数量は、金品の差入れ等に関する制限のうち、一人の者が一回の差入れにおいて一人の在所者に交付できる物品の種類ごとの数量。

注2) 制限欄は、金品の差入れ等に関する制限のうち、指定する事業者からの差入れ又は購入に制限する物品に該当する場合。

ア 衣類

区分	品名及び数量等			自弁の方法			制限
	品名	数量	摘要	入所時	差入れ	購入	
衣類	長袖上衣	1		○	1		
	半袖上衣	1	夏季に限る。	○	1		
	カーディガン	2	冬季に限る。カーディガンのほか、セーター、トレーナーその他長袖シャツと併用し長袖上衣に該当しない着衣を含む。合計数量を2とする。	○	2		
	チョッキ						
	ズボン	1	キュロットを含む。	○	1		
	半ズボン	2	夏季に限る。キュロットを含む。	○	2		
	パンツ	3	男子に限る。	○	3	○	
	ショーツ	3	女子に限る。	○	3	○	
	生理用ショーツ	3	女子に限る。	○	3	○	
	長袖シャツ	1	冬季に限る。	○	1	○	
	半袖シャツ	3	Tシャツを含む。	○	3	○	
	ランニングシャツ	2	男子に限る。夏季に限る。	○	2	○	
	スリッパ	2	女子に限る。夏季に限る。キャミソールを含む。	○	2	○	
	ズボン下	1	冬季に限る。	○	1	○	
	ブラジャー	3	女子に限る。ワイヤーの入っていないものに限る。	○	3	○	
	靴下	3足	女子はタイツを含む。	○	3足	○	
	パジャマ上	1	—	○	1		
	パジャマ下	1	—	○	1		

※ 金属部品が附属の衣類は不可とする。取り外し可能なひもは除いて使用させる。

イ 食料品及び飲料並びに嗜好品

区分	品名及び数量等			自弁の方法			制限
	品名	数量	摘要	入所時	差入れ	購入	
食料品及び飲料	弁当	各1	1食分の食事と評価できるものを給与する。開庁日の昼食及び夕食に限る。			○	○
	飲料	各1	購入の飲料は、土・日各日につき1リットル未満のもの1本とする。差入れの飲料は、1回の面会につき1本とし、当所設置の自動販売機内のものに限る。		○※	○	○
嗜好品	菓子	各1	土・日の各日につき1品とする。			○	○

※ 面会時のみ。

ウ 室内装飾品

区分	品名及び数量等			自弁の方法			制限
	品名	数量	摘要	入所時	差入れ	購入	
室内装飾品	生花	1	—	○	1		
	写真立て	1	割れないものに限る。	○	1	○	○

エ 日用品、学用品その他の少年鑑別所における日常生活に用いる物品

(ア) 日用品

区分	品名及び数量等			自弁の方法			制限
	品名	数量	摘要	入所時	差入れ	購入	
タオル、石けん、洗髪剤、洗顔用具、調髪用具その他の日用品	ちり紙	必要数	水溶性に限る。差入れは未開封のものに限る。	○	必要数	○	○
	歯ブラシ	1	電動ブラシは不可とする。	○	1	○	
	歯磨き	1	差入れは未開封のものに限る。	○	1	○	
	石けん	必要数	液体石けん、洗顔料を含む。差入れは未開封のものに限る。	○	必要数	○	
	石けん容器	1	金属製は不可とする。	○	1	○	
	シャンプー	1	差入れは未開封のものに限る。	○	1	○	
	リンス	1	コンディショナーを含む。差入れは未開封のものに限る。	○	1	○	
	タオル	2	規格は、おおむね35センチメートル×85センチメートル以下に限る。	○	2	○	
	バスタオル	1	規格は、おおむね70センチメートル×140センチメートル以下に限る。	○	1	○	
	くし	1	ブラシを含む。金属製は不可とする。	○	1	○	○
	髪止めゴム	必要数	飾り等の付されていないものに限る。シュシュを除く。	○	必要数	○	
	シェービングクリーム	1	差入れは未開封のものに限る。	○	1	○	○
	リップクリーム	1	着色されないものに限る。差入れは未開封のものに限る。	○	1	○	○
	手肌用クリーム	1	差入れは未開封のものに限る。	○	1	○	○
	かみそり	1	きわぞり刃のない電池式又は充電式の電気カミソリのみとし、収納ケース、替え刃、はけ及び電池を含む。	○	1	○	○
	生理用品	必要量	女子に限る。おりものシート及び妊産婦用具を含む。差入れは未開封のものに限る。	○	1包	○	○
	箸	1	—	○	1		
	箸容器	1	—	○	1		
	スプーン	1	必要と認められる場合に限る。	○	1		
	コップ	1	割れないものに限る。	○	1		
	入浴用スポンジ	1	あかすりタオルを含む。柄（え）の付いたものは不可とする。	○	1	○	
	ハンカチ	2	ハンカチタオルを含む。	○	2	○	
	染毛剤	1	スプレー式のものを除く。黒色に限る。在所中1回を原則とする。差入れは未開封のものに限る。		1	○	
	ヘアピン	1	女子に限る。飾り等の付されていないクリップ式のものに限る。	○	1	○	
	歯ブラシケース	1	歯ブラシキャップを含む。	○	1	○	
	制汗剤	1	汗止め用粉末及びパフを含む。スプレー式を除く。差入れは未開封のものに限る。	○	1	○	○
	乳液	1	割れないものに限る。差入れは未開封のものに限る。	○	1	○	○
	化粧水	1	割れないものに限る。差入れは未開封のものに限る。	○	1	○	○
	綿棒	必要数	差入れは未開封のものに限る。	○	1包	○	

(イ) 学用品その他

区分	品名及び数量等			自弁の方法			制限
	品名	数量	摘要	入所時	差入れ	購入	
文房具、遊具その他の学習又は文化活動に用いる物品	各種教材	必要量	通信教育関係教材及び学習用教材に限る。	○	必要量	○	
	鉛筆	1	シャープペンシルが貸与されていない場合に限る。※参照。	○	3	○	
	シャープペンシル		替え芯を含む。鉛筆が貸与されていない場合に限る。※参照。	○	1	○	
	ボールペン	各1	替え芯を含む。黒色、青色又は赤色に限る。※参照。	○	各1	○	
	消しゴム	1	—	○	1	○	
	下敷き	1	ソフトタイプに限る。	○	1	○	○
	筆入れ	1	—	○	1	○	
	定規	必要数	分度器を含む。規格は、長さ30センチメートル用以下に限る。	○	各1	○	
	ノート	必要数	学習用ノートは必要数とする。雑記帳及びけい紙等その他の目的で使用するノートはその種別ごとに各1冊とする。携帯及び差入れは未使用のものに限る。	○	必要数	○	
	色鉛筆	必要数	必要色を各1本ずつに限る。	○	必要数	○	
	万年筆	1	スぺアインクを含む。	○	1	○	
	フェルトペン	必要数	黒色又は赤色に限る。	○	各1	○	
	筆ペン	1	—	○	1	○	
	蛍光ペン	1	—	○	1	○	
	板目紙	必要量	これら書類整理に必要な文房具については、訴訟書類等の整理のために必要と認められる場合その他特に必要があると認められる場合に限る。	○	必要量	○	
	とじひも						
	インデックス						
	付箋						
	ファイル						
	太陽電池式計算機	1	在所者からの申出内容及びその用途に鑑み、使用の必要と認められる事情がある場合その他特に必要があると認められる場合に限る。ゲーム及び通信機能のついていないものに限る。	○	1	○	
	パズル	1	立体パズル等に限る。	○	1		
	数珠	1	宗教教誨上、必要と認められる場合に限る。直径15センチメートル以内に限る。	○	1		
	ロザリオ	1	在所者の宗教上の必要性があると認められる場合に限る。直径15センチメートル以内に限る。	○	1		
手袋、マスクその他の身体に装着する物品（衣類を除く。）であって、在院中在所者の健康状態その他の事情に照らして使用することが必要なもの	手袋	必要数	軍手を含む。在所者の健康状態その他の事情に照らし、使用が必要と認められる場合に限る。	○	必要数	○	
	マスク	必要量	在所者の健康状態その他の事情に照らし、使用が必要と認められる場合に限る。		必要量	○	○
	耳栓	1組	在所者からの申出内容及び物品の用途に鑑み、使用が必要と認められる事情がある場合その他特に必要があると認められる場合に限る。		1組	○	
	使い捨てカイロ	必要量	在所者の健康状態その他の事情に照らして使用が必要と認められる場合に限る。		必要量	○	○

※ ボールペン各色のほか、シャープペンシルが一体となった物品については、1本により各物品の必要数が満たされたものとみなす。他の物品についてもこれに準じる。

(ウ) 自弁のものを使用させる物品等

区分	品名及び数量等			自弁の方法			制限
	品名	数量	摘要	入所時	差入れ	購入	
眼鏡その他の補正器具	眼鏡	必要数	眼鏡ケース及び眼鏡拭きを含む。	○	必要数		
	義歯	必要数		○	必要数		
	補聴器	必要数		○	必要数		
	義歯安定剤	必要量	現に義歯を使用している場合に限る。個別購入に限る。	○	必要量	○ 摘要参照	
	義歯洗浄剤	必要量	現に義歯を使用している場合に限る。個別購入に限る。	○	必要量	○ 摘要参照	
	コンタクトレンズ	必要数		○	必要数		
	コンタクトレンズ洗浄液・保存液	必要量	差入品は、未開封のものに限る。	○	必要量	○	
	コンタクトレンズ用ケース	1		○	1	○	
	コルセット・サポーター等	必要数	医療上許可された場合に限る。個別購入に限る。	○	必要数	○ 摘要参照	
信書を発するのに必要な封筒その他の物品	封筒	必要数	一重に限る。入所時携帯有分のみ二重可とする。	○	必要数	○	
	通信用紙	必要数		○	必要数	○	
	書留封筒	必要数		○	必要数	○	
	切手	必要数		○	必要数	○	
	はがき	必要数		○	必要数	○	
	郵便書簡	必要数		○	必要数	○	
法43条第1項第3号に規定する法務省令で定める物品	印紙	必要数	必要性が認められる場合に限る。個別購入に限る。	○	必要数	○ 摘要参照	
	印鑑	必要数	必要性が認められる場合に限る。個別購入に限る。	○	必要数	○ 摘要参照	
	かつら		審判の場合等に限る、使用を認める。	○	1		
書籍等及び新聞紙	書籍	必要数	検査手続を終えた書籍及び雑誌に限る。1回に購入可能な冊数は書籍及び雑誌を合わせて5冊までに限る。学習用図書は冊数の制限の対象とはしない。	○	5 摘要参照	○ 摘要参照	
	雑誌						
	パンフレット、写真、名刺等文書図画	必要数	検査手続を終えた書籍及び雑誌に該当しない文書図画に限る。	○	10		
	新聞紙	必要数	当所指定の通常日刊紙のうち、1紙の朝刊に限る。検査手続を終えた新聞紙に限る。購入した新聞紙の保管数量は、本数量欄にかかわらず、原則として当日分1部のみとし、過去の新聞紙が必要な場合、これを必要数所持できるものとする。	○	必要数	○	○

※ これらの物品については、領置限度量を超える場合、所持限度量を超えたときの指導に従わない場合、管理運営上の理由がある場合その他法令上の定めに基づき特に定める手続によりその使用を禁じる扱いとする場合を除き、自弁を認める。

「生活のしおり」視察委員会に関する補足

生活のしおり本文でも説明しましたが、視察委員会について、もう少しわかりやすく説明します。

1 視察委員会の目的

- (1) 視察委員会は、少年鑑別所での生活をより良くするため、皆さんの意見・提案を聞くために置かれています。
- (2) あなたは、視察委員の先生に、意見・提案をすることができます。面接を申し込むこともできます。
- (3) なお、視察委員の先生は、あなたを「少年院に送る・送らない」といった判断をすることはありません。

2 視察委員会に意見・提案したいとき

視察委員会に意見・提案したいときは、「意見・提案書」に、あなたの意見・提案を書いて、意見・提案箱に入れてください（書き方1を見てください。）。意見・提案書などの書き方がわからないときは、あなたを担当する職員以外の職員が、書き方のお手伝いをするので、お手伝いが必要なときは言ってください。

3 視察委員会に面接を申し込みたいとき

- (1) 少年鑑別所の職員に言う。
視察委員会に面接を申し込みたいときは、少年鑑別所の職員に「視察委員の先生と面接がしたい。」と言ってください。少年鑑別所の職員が、

「面接希望申出書」を渡すので、その日の日にちと名前、生まれた日（平成〇年〇月〇日）を書いて少年鑑別所の職員に渡してください（書き方2を見てください。）。

（2）意見・提案箱に面接希望を書いて入れてもいいです

少年鑑別所の職員に言いづらいときは、意見・提案書の自由記載欄に「視察委員との面接を希望します。」と書き、意見・提案箱に入れてください。この場合、必ず名前を書いてください。（書き方3を見てください。）。



4 視察委員の先生があなたと面接したいとき

視察委員の先生が、「あなたと面接をしたい。」ということもあります。そのときは、まずあなたの気持ちを確認しますので、「面接希望確認書」にそのことを書いて、少年鑑別所の職員に提出してください（書き方4を見てください。）。



5 注意すること

(1) 面接は、原則として、視察委員の先生が少年鑑別所に来たときに行います。

(2) あなたが「面接をしたい。」と言っても、視察委員の先生たちが、「あなたと面接をしません。」と決めたときは、面接をしないことがあります。

(書き方1)

松山少年鑑別所視察委員会

意見・提案書

- 現在あなたが収容されている少年鑑別所の運営についての意見・提案を書いて、提案箱に入れてください。あなたの判断で、名前は書いても書かなくても構いません。
- 提出された意見・提案については、当委員会の活動のための参考として活用します。
- 提出された意見・提案に関する個別の質問に応じることはできません。

作成した日・氏名	令和〇〇年 〇月 〇日	氏名	松山 鑑太郎
あなたの身分	1 観護の措置 2 勾留状 3 少年院在院中 4 その他		
自由記載欄 (意見・提案の内容を簡潔に記載してください)。	ここにあなたの意見・提案を書きます。		
希望する対応	1)改善してほしい 2)調査してほしい 3)施設や上級庁に伝えてほしい		

委員会使用欄 (※この欄には記入しないでください。)	(確認日) 年 月 日	(処置)
	(確認者)	
意見・提案の分類 (分類のため必要なときは○を付ける。)		
[保健衛生・医療]		
1)運動 2)入浴 3)調髪等 4)健康診断 5)診療等 6)その他		
[規律及び秩序]		
1)制止等の措置 2)手錠 3)保護室 4)その他		
[外部交通]		
1)面会 2)信書 3)その他		
[その他]		
1)物品の貸与・支給・自弁 2)金品の取扱い 3)宗教上の行為等		
4)書籍等の閲覧 5)救済の申出等 6)その他		

(書き方2)

まつやましょうねんかんべつしょちょう どの
松山少年鑑別所長 殿

もうしでねんがっぴ れいわ ねん がっ にち
申出年月日：令和〇〇年 〇月 〇日

し めい
氏 名： 松山 鑑太郎

せいねんがっぴ
(生年月日： ××年 ×月 ×日)

めんせつきぼうもうしでしょ
面接希望申出書

わたし まつやましょうねんかんべつしょ さついいんかい いいん めんせつ きぼう
私は、松山少年鑑別所視察委員会の委員による面接を希望します。

意見・提案書

- 現在あなたが収容されている少年鑑別所の運営についての意見・提案を書いて、提案箱に入れてください。あなたの判断で、**名前は書いても書かなくても構いません。**
- 提出された意見・提案については、当委員会の活動のための参考として活用します。
- 提出された意見・提案に関する個別の質問に応じることはできません。

作成した日・氏名	令和〇〇年 〇月 〇日	氏名	松山 鑑太郎
あなたの身分	1 観護の措置 2 勾留状 3 少年院在院中 4 その他		
自由記載欄 (意見・提案の内容を簡潔に記載してください)。	視察委員との面接を希望します。 面接を希望する場合は必ず名前を書いてください。		
希望する対応	1)改善してほしい 2)調査してほしい 3)施設や上級庁に伝えてほしい		

委員会使用欄 (※この欄には記入しないでください。)	(確認日) 年 月 日	(処置)
	(確認者)	
意見・提案の分類 (分類のため必要なときは○を付ける。)		
[保健衛生・医療]		
1)運動 2)入浴 3)調髪等 4)健康診断 5)診療等 6)その他		
[規律及び秩序]		
1)制止等の措置 2)手錠 3)保護室 4)その他		
[外部交通]		
1)面会 2)信書 3)その他		
[その他]		
1)物品の貸与・支給・自弁 2)金品の取扱い 3)宗教上の行為等		
4)書籍等の閲覧 5)救済の申出等 6) その他		

(書き方4)

めんせつきぼうかくにんしよ
面接希望確認書

〇〇^{ねん}年 〇^{がつ}月 〇^{にち}日

まつやましょうねんかんべつしよしさついいんかい いんめんせつじっしこくちうめんせつ
松山少年鑑別所視察委員会の委員による面接を実施する告知を受け、面接を

☒ きぼう
希望します。

☐ きぼう
希望しません。

めんせつきぼう
面接を希望するかどうか、どちらかを
えら
選んで、☒を書いてください。

しめい
氏 名： 松山 鑑太郎

せいねんがっぴ
(生年月日： ××年 ×月 ×日)

ふざいしゃとうひょう 不在者投票について（案内）

1 不在者投票

しょうねんかんべつしょ ざいしよ せんきょけん ゆう しちようそんせんきよにんめいば とうろく
少年鑑別所に在所していても、選挙権を有していて、市町村選挙人名簿に登録さ
れているのであれば、少年鑑別所で投票することができます。

これを「不在者投票」と言います。

2 選挙権

せんきょけん
選挙権があるのは、次のいずれも満たしている人です。

- こうしよくせんきよほうだい じょう ようけん そな
・ 公職選挙法第9条の要件を備えていること
- こうしよくせんきよほうだい じょうとう きてい ていしよく
・ 公職選挙法第11条等の規定に抵触しないこと

3 不在者投票の申出

- (1) とうしよ しよざい ちいき じっし せんきよ こうじ こくじ ばあい
当所の所在する地域において実施される選挙について公示・告示があった場合、
しょうないほうそうとう ないよう れんらく
所内放送等によりその内容を連絡します。

ふざいしゃとうひょう ばあい さい しょくいん もう で
不在者投票をしたい場合は、その際、職員に申し出てください。

- (2) た せんきよ こうじ こくじ しょうないほうそうとう れんらく
その他の選挙については、公示・告示がなされても、所内放送等による連絡は
じっし ふざいしゃとうひょう きぼう ばあい つど もう で
実施しません。不在者投票の希望がある場合は、その都度、あなたから申し出
てください。

- (3) ふざいしゃとうひょう じっし あ せんきよかんりいいんかい ちょうせいとう じ む てつづき しょう
不在者投票の実施に当たっては、選挙管理委員会との調整等の事務手続を要
することから、ふざいしゃとうひょう きぼう ばあい すみ もう で
不在者投票の希望がある場合は、速やかに申し出てください。た
だし、もうしで にちじ じ む しょうりじょう りゆう ふざいしゃとうひょう じっし
申出のあった日時によっては、事務処理上の理由から不在者投票の実施が
こんなん ばあい
困難となる場合があります。

4 投票用紙等の請求事務

とうひょうようしとう せいきゆう じ む
投票用紙等を請求する場合、あなたが自ら事務を実施することができますし、

まつやましょうねんかんべつしよちょう たい じ む いらい
松山少年鑑別所長に対して事務を依頼することもできます。

公職選挙法（参考）

（選挙権）

第9条 日本国民で年齢満18年以上の者は、衆議院議員及び参議院議員の選挙権を有する。

2 日本国民たる年齢18歳以上の者で引き続き3箇月以上市町村の区域内に住所を有する者は、その属する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する。

3 日本国民たる年齢満18年以上の者でその属する市町村を包括する都道府県の区域内の一の市町村の区域内に引き続き3箇月以上住所を有していたことがあり、かつ、その後も引き続き当該都道府県の区域内に住所を有するものは、前項に規定する住所に関する要件にかかわらず、当該都道府県の議会の議員及び長の選挙権を有する。

4 前二項の市町村には、その区域の全部又は一部が廃置分合により当該市町村の区域の全部又は一部となつた市町村であつて、当該廃置分合により消滅した市町村（この項の規定により当該消滅した市町村に含むものとされた市町村を含む。）を含むものとする。

5 第二項及び第三項の三箇月の期間は、市町村の廃置分合又は境界変更のため中断されることがない。

（選挙権及び被選挙権を有しない者）

第11条 次に掲げる者は、選挙権及び被選挙権を有しない。

一 削除

二 禁錮以上の刑に処せられその執行を終わるまでの者

三 禁錮以上の刑に処せられその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）

四 公職にある間に犯した刑法（明治40年法律第45号）第197条から第197条の4までの罪又は公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成12年法律第130号）第1条の罪により刑に処せられ、その執行を終わり若しくはその執行の免除を受けた者でその執行を終わり若しくはその執行の免除を受けた日から5年を経過しないもの又はその刑の執行猶予中の者

五 法律で定めるところにより行われる選挙、投票及び国民審査に関する犯罪により禁錮以上の刑に処せられその刑の執行猶予中の者

2 この法律の定める選挙に関する犯罪に因り選挙権及び被選挙権を有しない者については、第252条の定めるところによる。

3 市町村長は、その市町村に本籍を有する者で他の市町村に住所を有するもの又は他の市町村において第36条の6の規定による在外選挙人名簿の登録がされているものについて、第1項又は第252条の規定により選挙権及び被選挙権を有しなくなるべき事由が生じたこと又はその事由がなくなつたことを知つたときは、遅滞なくその旨を当該他の市町村の選挙管理委員会に通知しなければならない。

（令和5年4月7日付け達示第8号「松山少年鑑別所不在者投票事務取扱要領」の制定について）